一　般　土　木　編

４　出来形管理

出来形管理

(1)出来形管理基準

この出来形管理基準は，土木工事施工管理基準(5)の(ｳ)に規定する出来形管理の基準を定めたものである。

(2)出来形管理

出来形管理資料として，提出すべき書類は以下のとおりである。

(ｱ)品質・出来形管理総括表，品質・出来形管理成果総括表
・既済部分・中間検査時に提示，工事完成時に提出

(ｲ)出来形管理図表
・施工中は提示，工事完成時に提出

＜測定点が１０点未満の場合＞
①出来形管理図表，工程能力図
・作成不要（提示及び提出不要）
②測定成果一覧表，度数表（ヒストグラム）
・作成する
・施工中は「提示」，工事完成時に「提出」

＜測定点が１０点以上の場合＞
①出来形管理図表
・作成する
・施工中は「提示」，工事完成時に「提出」
②測定成果一覧表，工程能力図，度数表（ヒストグラム）
・作成する
・施工中は「提示」，工事完成時は「提出不要」

(3)出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記のとおり分類される。

(ｱ)出来形管理展開図

・設計数量が面積または延長で示されているものの管理に適している。

・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積（張），土羽工等である。

・延長表示は出来形に該当する工種が多いが，出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は，側溝，縁石，コンクリート擁壁工等である。

(ｲ)設計図利用出来形管理図

・平面，断面，側面等複雑な構造の工種に適している。

・代表的な工種としては，橋梁上下部工，函渠工，樋門，水門等の構造物である。

(ｳ)出来形管理図表

・標準断面図及び設計値，実測値等を一覧表について示した管理図表である。

・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1編　共通編						
第2章土工						
第3節河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			Ⅳ － 1
		2	掘削工(面管理の場合)			Ⅳ － 1
		3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			Ⅳ － 2
	1-2-3-3	1	盛土工			Ⅳ － 2
		2	盛土工(面管理の場合)			Ⅳ － 3
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(ﾃｰﾙｱﾙﾒ)壁工法		Ⅳ － 3
				多数ｱﾝｶｰ式補強土工法		Ⅳ － 3
				ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙを用いた補強土工法		Ⅳ － 3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		Ⅳ － 4
	1-2-3-6		堤防天端工			Ⅳ － 4
第4節道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			Ⅳ － 5
		2	掘削工(面管理の場合)			Ⅳ － 5
	1-2-4-3	1	路体盛土工			Ⅳ － 6
		2	路体盛土工(面管理の場合)			Ⅳ － 6
	1-2-4-4	1	路床盛土工			Ⅳ － 6
		2	路床盛土工(面管理の場合)			Ⅳ － 6
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		Ⅳ － 7
第3章無筋、鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ						
第7節鉄筋工	1-3-7-4		組立て			Ⅳ － 7

第3編　土木工事共通編						
第2章一般施工						
第3節共通的工種	3-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		Ⅳ － 8
				軽量鋼矢板		Ⅳ － 8
				ｺﾝｸﾘｰﾄ矢板		Ⅳ － 8
				広幅鋼矢板		Ⅳ － 8
				可とう鋼矢板		Ⅳ － 8
	3-2-3-5		縁石工	縁石・ｱｽｶｰﾌﾞ		Ⅳ － 8
	3-2-3-6		小型標識工			Ⅳ － 8
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		Ⅳ － 9
				転落(横断)防止柵		Ⅳ － 9
				車止めﾎﾟｽﾄ		Ⅳ － 9
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ		Ⅳ － 9
		2	路側防護柵工	ｶﾞｰﾄﾞｹｰﾌﾞﾙ		Ⅳ － 10
	3-2-3-9		区画線工			Ⅳ － 10
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		Ⅳ － 10
				距離標		Ⅳ － 10
	3-2-3-11		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			Ⅳ － 10
	3-2-3-12	1	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	けた橋		Ⅳ － 11
		2	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	スラブ桁		Ⅳ － 11
	3-2-3-13		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工			Ⅳ － 12
	3-2-3-14	1	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購			Ⅳ － 12
		2	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			Ⅳ － 12
	3-2-3-15		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			Ⅳ － 13
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			Ⅳ － 14
		2	PC押出し箱桁製作工			Ⅳ － 15
	3-2-3-17		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 16
	3-2-3-18		沈床工			Ⅳ － 16
	3-2-3-19		捨石工			Ⅳ － 17
	3-2-3-22		階段工			Ⅳ － 17
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ｺﾞﾑｼﾞｮｲﾝﾄ		Ⅳ － 17
		2	伸縮装置工	鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		Ⅳ － 18
		3	伸縮装置工	埋設型ｼﾞｮｲﾝﾄ		Ⅳ － 18
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		Ⅳ － 18
		2	多自然型護岸工	かごﾏｯﾄ		Ⅳ － 19
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		Ⅳ － 19
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		Ⅳ － 19
	3-2-3-28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		Ⅳ － 20
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		Ⅳ － 20
	3-2-3-29	1	側溝工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝		Ⅳ － 20
				L型側溝工		Ⅳ － 20
				自由勾配側溝		Ⅳ － 20
				管渠		Ⅳ － 20
		2	側溝工	場所打水路工		Ⅳ － 20
	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		Ⅳ － 21
	3-2-3-30		集水桝工			Ⅳ － 21
	3-2-3-31		現場塗装工			Ⅳ － 22
第4節基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		Ⅳ － 22
				砕石基礎工		Ⅳ － 22
				割ぐり石基礎工		Ⅳ － 22
				均しｺﾝｸﾘｰﾄ		Ⅳ － 22
	3-2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		Ⅳ － 22
		2	基礎工(護岸)	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ		Ⅳ － 23
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製ｺﾝｸﾘｰﾄ杭		Ⅳ － 23
				鋼管杭		Ⅳ － 23
				H鋼杭		Ⅳ － 23
		2	既製杭工	鋼管ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭		Ⅳ － 23
	3-2-4-5		場所打杭工			Ⅳ － 24

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-4-6		深礎工			Ⅳ － 24
	3-2-4-7		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工			Ⅳ － 25
	3-2-4-8		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工			Ⅳ － 25
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			Ⅳ － 25
第5節石・ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工	3-2-5-3	1	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積		Ⅳ － 26
				ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り		Ⅳ － 26
		2	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	連節ﾌﾞﾛｯｸ張り		Ⅳ － 26
		3	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	天端保護ﾌﾞﾛｯｸ		Ⅳ － 27
	3-2-5-4		緑化ﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 27
	3-2-5-5		石積(張)工			Ⅳ － 27
第6節一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）			Ⅳ － 28
	3-2-6-7	1	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	下層路盤工		Ⅳ － 28
		2	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		Ⅳ － 29
		3	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅳ － 30
		4	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		Ⅳ － 31
		5	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		Ⅳ － 32
		6	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		Ⅳ － 33
		7	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		Ⅳ － 34
		8	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		Ⅳ － 35
		9	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工		Ⅳ － 36
		10	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工(面管理の場合)		Ⅳ － 37
		11	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工		Ⅳ － 38
		12	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工(面管理の場合)		Ⅳ － 39
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅳ － 40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		Ⅳ － 40
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅳ － 41
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		Ⅳ － 41
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		Ⅳ － 42
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		Ⅳ － 42
		7	半たわみ性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		Ⅳ － 43
		8	半たわみ性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		Ⅳ － 43
		9	半たわみ性舗装工	基層工		Ⅳ － 44
		10	半たわみ性舗装工	基層工(面管理の場合)		Ⅳ － 44
		11	半たわみ性舗装工	表層工		Ⅳ － 45
		12	半たわみ性舗装工	表層工(面管理の場合)		Ⅳ － 46
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		Ⅳ － 47
		2	排水性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		Ⅳ － 48
		3	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅳ － 49
		4	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		Ⅳ － 49
		5	排水性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		Ⅳ － 50
		6	排水性舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		Ⅳ － 50
		7	排水性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		Ⅳ － 51
		8	排水性舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		Ⅳ － 51
		9	排水性舗装工	基層工		Ⅳ － 52
		10	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		Ⅳ － 52
		11	排水性舗装工	表層工		Ⅳ － 53
		12	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		Ⅳ － 54
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		Ⅳ － 55
		2	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)		Ⅳ － 55
		3	透水性舗装工	表層工		Ⅳ － 56
		4	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		Ⅳ － 56
	3-2-6-11	1	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		Ⅳ － 57
		2	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工(面管理の場合)		Ⅳ － 57
		3	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工		Ⅳ － 58
		4	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	基層工(面管理の場合)		Ⅳ － 58
		5	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工		Ⅳ － 59
		6	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	表層工(面管理の場合)		Ⅳ － 59
	3-2-6-12	1	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	下層路盤工		Ⅳ － 60
		2	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		Ⅳ － 60
		3	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	粒度調整路盤工		Ⅳ － 61
		4	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	粒度調整路盤工(面管理の場合)		Ⅳ － 61
		5	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工		Ⅳ － 62
		6	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)		Ⅳ － 62
		7	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層		Ⅳ － 63
		8	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層(面管理の場合)		Ⅳ － 63
		9	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版工		Ⅳ － 64
		10	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装版工(面管理の場合)		Ⅳ － 65
		11	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(下層路盤工)		Ⅳ － 65
		12	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(下層路盤工)(面管理の場合)		Ⅳ － 66
		13	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(粒度調整路盤工)		Ⅳ － 66
		14	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		Ⅳ － 67
		15	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工)		Ⅳ － 67
		16	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｾﾒﾝﾄ(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		Ⅳ － 68
		17	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層)		Ⅳ － 68
		18	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(ｱｽﾌｧﾙﾄ中間層)(面管理の場合)		Ⅳ － 69
		19	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工		Ⅳ － 70
		20	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ版工(面管理の場合)		Ⅳ － 71

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-6-13	1	薄層ｶﾗｰ舗装工	下層路盤工		Ⅳ － 71
		2	薄層ｶﾗｰ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅳ － 72
		3	薄層ｶﾗｰ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		Ⅳ － 72
		4	薄層ｶﾗｰ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		Ⅳ － 73
		5	薄層ｶﾗｰ舗装工	基層工		Ⅳ － 73
	3-2-6-14	1	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	下層路盤工		Ⅳ － 74
		2	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		Ⅳ － 74
		3	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	上層路盤工(ｾﾒﾝﾄ(石灰)安定処理工)		Ⅳ － 75
		4	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理工		Ⅳ － 75
		5	ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	基層工		Ⅳ － 76
	3-2-6-15	1	路面切削工			Ⅳ － 77
		2	路面切削工	(面管理の場合)		Ⅳ － 77
	3-2-6-16		舗装打換え工			Ⅳ － 77
	3-2-6-17	1	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工			Ⅳ － 78
		2	ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	(面管理の場合)		Ⅳ － 78
第7節地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			Ⅳ － 79
	3-2-7-3		置換工			Ⅳ － 79
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ海上		Ⅳ － 80
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		Ⅳ － 80
	3-2-7-5		ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工			Ⅳ － 80
	3-2-7-6		ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工			Ⅳ － 81
	3-2-7-7		ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工	ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ工		Ⅳ － 81
				ﾍﾟｰﾊﾟｰﾄﾞﾚｰﾝ工		Ⅳ － 81
				袋詰式ｻﾝﾄﾞﾄﾞﾚｰﾝ工		Ⅳ － 81
	3-2-7-8		締固め改良工	ｻﾝﾄﾞｺﾝﾊﾟｸｼｮﾝﾊﾟｲﾙ工		Ⅳ － 81
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射撹拌工		Ⅳ － 82
				高圧噴射撹拌工		Ⅳ － 82
				ｽﾗﾘｰ撹拌工		Ⅳ － 82
				生石灰ﾊﾟｲﾙ工		Ⅳ － 82
		2	固結工	ｽﾗﾘｰ撹拌工 「施工履歴ﾃﾞｰﾀを用いた出来形管理要領(固結工(ｽﾗﾘｰ撹拌工)・ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工編)(案)による管理の場合		Ⅳ － 82
		3	固結工	中層混合処理		Ⅳ － 83
第10節仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅳ － 83
				鋼矢板		Ⅳ － 83
		2	土留・仮締切工	ｱﾝｶｰ工		Ⅳ － 83
		3	土留・仮締切工	連節ﾌﾞﾛｯｸ張り工		Ⅳ － 83
		4	土留・仮締切工	締切盛土		Ⅳ － 84
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		Ⅳ － 84
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			Ⅳ － 84
	3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			Ⅳ － 84
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
第11節軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第12節工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費(金属支承工)		Ⅳ － 85
		2	一般事項	鋳造費(大型ｺﾞﾑ支承工)		Ⅳ － 86
		3	一般事項	仮設材製作工		Ⅳ － 87
		4	一般事項	刃口金物製作工		Ⅳ － 87
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		Ⅳ － 88
				ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ仮組検査を実施する場合		Ⅳ － 89
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		Ⅳ － 90
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工(仮組立時)		Ⅳ － 91
	3-2-12-4		検査路製作工			Ⅳ － 93
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			Ⅳ － 93
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			Ⅳ － 93
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			Ⅳ － 94
	3-2-12-8		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工			Ⅳ － 94
	3-2-12-9		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工			Ⅳ － 95
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			Ⅳ － 96
	3-2-12-11		工場塗装工			Ⅳ － 96
第13節橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	ｸﾚｰﾝ架設		Ⅳ － 97
				ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設		Ⅳ － 97
				ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ架設		Ⅳ － 97
				架設桁架設		Ⅳ － 97
				送出し架設		Ⅳ － 97
				ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設		Ⅳ － 97
			架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	ｸﾚｰﾝ架設		Ⅳ － 98
				架設桁架設		Ⅳ － 98
			架設工支保工	固定		Ⅳ － 98
				移動		Ⅳ － 98
			架設桁架設	片持架設		Ⅳ － 98
				押出し架設		Ⅳ － 98

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		Ⅳ － 98
				張芝工		Ⅳ － 98
				筋芝工		Ⅳ － 98
				市松芝工		Ⅳ － 98
				植生ｼｰﾄ工		Ⅳ － 98
				植生ﾏｯﾄ工		Ⅳ － 98
				植生筋工		Ⅳ － 98
				人工張芝工		Ⅳ － 98
				植生穴工		Ⅳ － 98
		2	植生工	植生基材吹付工		Ⅳ － 99
				客土吹付工		Ⅳ － 99
	3-2-14-3		吹付工	ｺﾝｸﾘｰﾄ		Ⅳ － 100
				ﾓﾙﾀﾙ		Ⅳ － 100
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		Ⅳ － 101
				現場吹付法枠工		Ⅳ － 101
		2	法枠工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ法枠工		Ⅳ － 101
	3-2-14-6		ｱﾝｶｰ工			Ⅳ － 102
第15節擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		Ⅳ － 102
	3-2-15-2		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工			Ⅳ － 103
第15節擁壁工(共通)	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(ﾃｰﾙｱﾙﾒ)壁工法		Ⅳ － 103
				多数ｱﾝｶｰ式補強土工法		Ⅳ － 103
				ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙを用いた補強土工法		Ⅳ － 103
	3-2-15-4		井桁ﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 104
第16節浚渫工(共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ﾎﾟﾝﾌﾟ浚渫船		Ⅳ － 104
		2	浚渫船運転工	ｸﾞﾗﾌﾞ浚渫船、ﾊﾞｯｸﾎｳ浚渫船		Ⅳ － 105
		3	浚渫船運転工	ﾊﾞｯｸﾎｳ浚渫船(面管理の場合)		Ⅳ － 105
第18節床版工	3-2-18-2		床版工			Ⅳ － 106

第6編　河川編

第1章築堤・護岸						
第3節計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅳ － 80
	6-1-4-3		ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工		3-2-7-5ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工	Ⅳ － 81
	6-1-4-4		ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工		3-2-7-7ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工	Ⅳ － 81
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅳ － 81
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅳ － 82
第5節護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
第6節矢板護岸工	6-1-6-3		笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
第7節法覆護岸工	6-1-7-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	6-1-7-4		護岸付属物工			Ⅳ － 106
	6-1-7-5		緑化ﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-4緑化ﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 27
	6-1-7-6		環境護岸ﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 18
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 18
				かごﾏｯﾄ	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 19
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 99
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅳ － 4
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				かご枠	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				連節ﾌﾞﾛｯｸ張り	3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張り)	Ⅳ － 27
第8節擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	6-1-8-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		3-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	Ⅳ － 103
第9節根固め工	6-1-9-3		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅳ － 16
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第10節水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅳ － 16
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
	6-1-10-8		杭出し水制工			Ⅳ － 107
第11節付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	6-1-11-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		3-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 28
	6-1-11-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		3-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	Ⅳ － 60
	6-1-11-7		薄層ｶﾗｰ舗装工		3-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	Ⅳ － 71
	6-1-11-8		ﾌﾞﾛｯｸ舗装工		3-2-6-14ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	Ⅳ － 74
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅳ － 8
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅳ － 10
第12節付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅳ － 10
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅳ － 8
第13節光ｹｰﾌﾞﾙ配管工	6-1-13-3		配管工			Ⅳ － 107
	6-1-13-4		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工			Ⅳ － 107

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章浚渫(川)						
第2節浚渫工(ﾎﾟﾝﾌﾟ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅳ － 104
第3節浚渫工(ｸﾞﾗﾌﾞ浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅳ － 105
第4節浚渫工(ﾊﾞｯｸﾎｳ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅳ － 105
		2	浚渫船運転工(面管理の場合)		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅳ － 105
第3章樋門・樋管						
第3節軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅳ － 82
第5節樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		Ⅳ － 108
		2	函渠工	ﾋｭｰﾑ管		Ⅳ － 108
				PC管		Ⅳ － 108
				ｺﾙｹﾞｰﾄﾊﾟｲﾌﾟ		Ⅳ － 108
				ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管		Ⅳ － 108
				PC函渠	3-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	Ⅳ － 20
	6-3-5-7		翼壁工			Ⅳ － 109
	6-3-5-8		水叩工			Ⅳ － 109
第6節護床工	6-3-6-3		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅳ － 16
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第7節水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	Ⅳ － 20
第8節付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅳ － 17
第4章水門						
第3節工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅳ － 88
第3節工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅳ － 93
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅳ － 93
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅳ － 96
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅳ － 94
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅳ － 87
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第5節軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第6節水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-4-6-7		床版工			Ⅳ － 109
	6-4-6-8		堰柱工			Ⅳ － 109
	6-4-6-9		門柱工			Ⅳ － 109
	6-4-6-10		ゲート操作台工			Ⅳ － 109
	6-4-6-11		胸壁工			Ⅳ － 109
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	Ⅳ － 109
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅳ － 109
第7節護床工	6-4-7-3		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅳ － 16
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第8節付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅳ － 17
第9節鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-4-9-5		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-4-9-6		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-4-9-9		架設工(ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
第10節橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22
第11節床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅳ － 106
第12節橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅳ － 150
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅳ － 150
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅳ － 150
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅳ － 151
第14節ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)		3-2-3-12ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	Ⅳ － 11
第14節ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-3		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工		3-2-3-13ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工	Ⅳ － 12
	6-4-14-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)		3-2-3-12ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)	Ⅳ － 11
	6-4-14-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		3-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工	Ⅳ － 12
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	6-4-14-7		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅳ － 106
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
	6-4-15-5		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		3-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	Ⅳ － 13
第16節橋梁付属物工(ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅳ － 150
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅳ － 150
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅳ － 150
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅳ － 151
第18節舗装工	6-4-18-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		3-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 28
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅳ － 40
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅳ － 47
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅳ － 55
	6-4-18-9		ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		3-2-6-11ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 57
	6-4-18-10		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		3-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	Ⅳ － 60
	6-4-18-11		薄層ｶﾗｰ舗装工		3-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	Ⅳ － 71
	6-4-18-12		ﾌﾞﾛｯｸ舗装工		3-2-6-14ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	Ⅳ － 74
第5章堰						
第3節工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅳ － 87
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅳ － 88
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅳ － 93
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅳ － 93
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅳ － 93
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅳ － 96
	6-5-3-9		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工		3-2-12-9ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工	Ⅳ － 95
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅳ － 94
	6-5-3-12		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工		3-2-12-8ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工	Ⅳ － 94
第3節工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅳ － 87
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第5節計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第6節可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	6-5-6-5		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	6-5-6-6		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	Ⅳ － 109
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅳ － 109
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅳ － 109
	6-5-6-11		ｹﾞｰﾄ操作台工		6-4-6-10ｹﾞｰﾄ操作台工	Ⅳ － 109
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅳ － 109
	6-5-6-13		閘門工			Ⅳ － 109
	6-5-6-14		土砂吐工			Ⅳ － 109
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
第7節固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	6-5-7-5		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	6-5-7-6		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-5-7-8		堰本体工			Ⅳ － 110
	6-5-7-9		水叩工			Ⅳ － 110
	6-5-7-10		土砂吐工			Ⅳ － 110
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
第8節魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			Ⅳ － 110
第9節管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			Ⅳ － 111
第10節鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-5-10-5		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-5-10-6		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-5-10-9		架設工(ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
第11節橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22
第12節床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅳ － 106
第13節橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅳ － 150
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅳ － 150
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅳ － 150
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅳ － 151
第15節ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)		3-2-3-12ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	Ⅳ － 11
	6-5-15-3		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工		3-2-3-13ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工	Ⅳ － 12
	6-5-15-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)		3-2-3-13ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)	Ⅳ － 12
	6-5-15-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		3-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工	Ⅳ － 12
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	6-5-15-7		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅳ － 106
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
第16節ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
	6-5-16-5		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		3-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	Ⅳ － 13

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅳ － 14
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
第18節橋梁付属物工(ｺﾝｸﾘｰﾄ管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅳ － 150
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅳ － 150
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅳ － 150
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅳ － 151
第20節付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅳ － 17
第6章排水機場						
第3節軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-6-4-6		本体工			Ⅳ － 112
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			Ⅳ － 112
第5節沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	6-6-5-7		ｺﾝｸﾘｰﾄ床版工			Ⅳ － 113
	6-6-5-8		ﾌﾞﾛｯｸ床版工		3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
第6節吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	Ⅳ － 113
第7章床止め・床固め						
第3節軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		Ⅳ － 113
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
				根固めﾌﾞﾛｯｸ	3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		Ⅳ － 114
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 19
				根固めﾌﾞﾛｯｸ	3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
第5節床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	Ⅳ － 113
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	Ⅳ － 113
	6-7-5-6		側壁工			Ⅳ － 114
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	Ⅳ － 114
第6節山留擁壁工	6-7-6-3		ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	6-7-6-4		ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
第8章河川維持						
第7節路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅳ － 4
	6-8-7-4		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装補修工		3-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	Ⅳ － 60
	6-8-7-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装補修工		3-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 28
第8節付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
第9節付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	6-8-9-5		付属物		3-2-3-10道路付属物工	Ⅳ － 10
第10節光ｹｰﾌﾞﾙ配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	Ⅳ － 107
	6-8-10-4		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		6-1-13-4ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工	Ⅳ － 107
第12節植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
第9章河川修繕						
第3節軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅳ － 4
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
第5節側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				連節ﾌﾞﾛｯｸ張り	3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張り)	Ⅳ － 27
				ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り	3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
第6節堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	6-9-6-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
第7節管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅳ － 77
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅳ － 77
	6-9-7-6		ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		3-2-6-17ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	Ⅳ － 78
	6-9-7-7		排水構造物工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ﾌﾞﾛｯｸ	3-2-3-5縁石工	Ⅳ － 8
第8節現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22
	6-9-8-4		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工		3-2-3-11ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工	Ⅳ － 10

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7編　河川海岸編						
第1章堤防・護岸						
第3節軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅳ － 80
	7-1-4-3		ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工		3-2-7-5ﾊﾟｲﾙﾈｯﾄ工	Ⅳ － 80
	7-1-4-4		ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工		3-2-7-7ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工	Ⅳ － 81
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅳ － 81
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅳ － 82
第5節護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	7-1-5-5		場所打ｺﾝｸﾘｰﾄ工			Ⅳ － 114
	7-1-5-6		海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 115
	7-1-5-7		笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
第6節護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	7-1-6-4		海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 115
	7-1-6-5		ｺﾝｸﾘｰﾄ被覆工			Ⅳ － 116
第7節擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
第8節天端被覆工	7-1-8-2		ｺﾝｸﾘｰﾄ被覆工			Ⅳ － 116
第9節波返工	7-1-9-3		波返工			Ⅳ － 116
第10節裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	7-1-10-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	7-1-10-4		ｺﾝｸﾘｰﾄ被覆工		7-1-6-5ｺﾝｸﾘｰﾄ被覆工	Ⅳ － 116
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
第11節ｶﾙﾊﾞｰﾄ工	7-1-11-3		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		3-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	Ⅳ － 20
第12節排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	7-1-12-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	7-1-12-5		管渠工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ	3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ	3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
				ｺﾙｹﾞｰﾄﾊﾟｲﾌﾟ	3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
				ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
第13節付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅳ － 17
第14節付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	7-1-14-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		3-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 28
	7-1-14-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		3-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	Ⅳ － 60
	7-1-14-7		薄層ｶﾗｰ舗装工		3-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	Ⅳ － 71
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	7-1-14-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅳ － 8
第14節付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅳ － 10
第15節付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅳ － 10
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅳ － 8
第2章突堤・人工岬						
第3節軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			Ⅳ － 117
	7-2-4-5		吸出し防止工			Ⅳ － 117
第5節突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			Ⅳ － 118
	7-2-5-5		海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 118
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
	7-2-5-9		石枠工			Ⅳ － 119
	7-2-5-10		場所打ｺﾝｸﾘｰﾄ工			Ⅳ － 119
	7-2-5-11	1	ｹｰｿﾝ工	ｹｰｿﾝ工製作		Ⅳ － 119
		2	ｹｰｿﾝ工	ｹｰｿﾝ工据付		Ⅳ － 120
		3	ｹｰｿﾝ工	突堤上部工(場所打ｺﾝｸﾘｰﾄ)(海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ)		Ⅳ － 120
	7-2-5-12	1	ｾﾙﾗｰ工	ｾﾙﾗｰ工製作		Ⅳ － 120
		2	ｾﾙﾗｰ工	ｾﾙﾗｰ工据付		Ⅳ － 120
		3	ｾﾙﾗｰ工	突堤上部工(場所打ｺﾝｸﾘｰﾄ)(海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ)		Ⅳ － 121
第6節根固め工	7-2-6-2		捨石工			Ⅳ － 121
	7-2-6-3		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 121
第7節消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	7-2-7-3		消波ﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅳ － 122
第3章海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)						
第3節海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			Ⅳ － 122
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	Ⅳ － 117
第4節海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	7-3-4-3		海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		7-2-5-5海岸ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 118
	7-3-4-4		ｹｰｿﾝ工		7-2-5-11ｹｰｿﾝ工	Ⅳ － 119
	7-3-4-5		ｾﾙﾗｰ工		7-2-5-12ｾﾙﾗｰ工	Ⅳ － 120
	7-3-4-6		場所打ｺﾝｸﾘｰﾄ工		7-2-5-10場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ工	Ⅳ － 119
第4章浚渫(海)						
第2節浚渫工(ﾎﾟﾝﾌﾟ浚渫船)	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅳ － 104
第3節浚渫工(ｸﾞﾗﾌﾞ船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅳ － 104
第5章養浜						
第2節軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第3節砂止工	7-5-3-2		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		7-2-6-3根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 121

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8編 砂防編						
第1章砂防えん堤						
第3節工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工(鋼製堰堤製	Ⅳ － 91
	8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			Ⅳ － 122
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第5節軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第6節法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
	8-1-6-6		ｱﾝｶｰ工		3-2-14-6ｱﾝｶｰ工	Ⅳ － 102
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第8節ｺﾝｸﾘｰﾄえん堤工	8-1-8-4		ｺﾝｸﾘｰﾄえん堤本体工			Ⅳ － 123
	8-1-8-5		ｺﾝｸﾘｰﾄ副えん堤工		8-1-8-4ｺﾝｸﾘｰﾄ堰堤本体工	Ⅳ － 123
	8-1-8-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工			Ⅳ － 123
	8-1-8-8		水叩工			Ⅳ － 123
第9節鋼製えん堤工	8-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型		Ⅳ － 124
				透過型		Ⅳ － 125
	8-1-9-6		鋼製側壁工			Ⅳ － 127
	8-1-9-7		ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工		8-1-8-6ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工	Ⅳ － 123
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅳ － 123
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22
第10節護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅳ － 16
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第11節砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
第12節付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	8-1-12-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		3-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 28
	8-1-12-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		3-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	Ⅳ － 60
	8-1-12-7		薄層ｶﾗｰ舗装工		3-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	Ⅳ － 71
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅳ － 8
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅳ － 10
第13節付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅳ － 10
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅳ － 8
第2章流路						
第3節軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
	8-2-4-5		ｺﾝｸﾘｰﾄ擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
第4節流路護岸工	8-2-4-6		ﾌﾞﾛｯｸ積擁壁工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅳ － 106
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
第5節床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4ｺﾝｸﾘｰﾄ堰堤本体工	Ⅳ － 123
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4ｺﾝｸﾘｰﾄ堰堤本体工	Ⅳ － 123
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工	Ⅳ － 123
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅳ － 123
	8-2-5-8		魚道工			Ⅳ － 127
第6節根固め・水制工	8-2-6-4		根固めﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-3-17根固めﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 16
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅳ － 17
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				かごﾏｯﾄ	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 19
第7節流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅳ － 17
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
第3章斜面対策						
第3節軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第4節法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
	8-3-4-6		ｱﾝｶｰ工(ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ板)		3-2-14-6ｱﾝｶｰ工	Ⅳ － 102
	d		抑止ｱﾝｶｰ工		3-2-14-6ｱﾝｶｰ工	Ⅳ － 102
第5節擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	8-3-5-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		3-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	Ⅳ － 103
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅳ － 103
	8-3-5-7		井桁ﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-15-4井桁ﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 104
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅳ － 135
第6節山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			Ⅳ － 127
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
第7節地下水排除工	8-3-7-4		集排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工			Ⅳ － 128
	8-3-7-5		集水井工			Ⅳ － 128

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅳ － 82
第8節地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
第9節抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	Ⅳ － 24
	8-3-9-6		合成杭工			Ⅳ － 128

第9編　ﾀﾞﾑ編

第1章ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ						
第4節ﾀﾞﾑｺﾝｸﾘｰﾄ工	9-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	本体		Ⅳ － 129
	9-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	水叩		Ⅳ － 130
	9-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	副ﾀﾞﾑ		Ⅳ － 131
	9-1-4		ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ工	導流壁		Ⅳ － 132
第2章ﾌｨﾙﾀﾞﾑ						
第4節盛立工	9-2-4-5		ｺｱの盛立			Ⅳ － 133
	9-2-4-6		ﾌｨﾙﾀｰの盛立			Ⅳ － 133
	9-2-4-7		ﾛｯｸの盛立			Ⅳ － 133
	9-2		ﾌｨﾙﾀﾞﾑ(洪水吐)			Ⅳ － 133
第3章基礎グラウチング						
第3節ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工	9-3-3		ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ工			Ⅳ － 134

第10編　道路編

第1章道路改良						
第3節工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		Ⅳ － 134
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第4節地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅳ － 79
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅳ － 79
	10-1-4-4		ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工		3-2-7-6ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工	Ⅳ － 81
	10-1-4-5		ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工		3-2-7-7ﾊﾞｰﾁｶﾙﾄﾞﾚｰﾝ工	Ⅳ － 81
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅳ － 81
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅳ － 82
第5節法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
	10-1-5-6		ｱﾝｶｰ工		3-2-14-6ｱﾝｶｰ工	Ⅳ － 102
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第6節軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第7節擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	10-1-7-6		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		3-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	Ⅳ － 103
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土(ﾃｰﾙｱﾙﾒ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅳ － 103
				多数ｱﾝｶｰ式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅳ － 103
				ｼﾞｵﾃｷｽﾀｲﾙを用いた補強土	3-2-15-3補強土壁工	Ⅳ － 103
	10-1-7-8		井桁ﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-15-4井桁ﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 104
第8節石・ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工	10-1-8-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	10-1-8-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
第9節ｶﾙﾊﾞｰﾄ工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	10-1-9-6		場所打函渠工			Ⅳ － 134
	10-1-9-7		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		3-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	Ⅳ － 20
第10節排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-1-10-5		集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
	10-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
第11節落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			Ⅳ － 134
	10-1-11-5		落石防護柵工			Ⅳ － 135
第11節落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			Ⅳ － 135
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			Ⅳ － 136
第12節遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			Ⅳ － 136
	10-1-12-5		遮音壁本体工			Ⅳ － 136
第2章舗装						
第3節地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅳ － 79
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅳ － 79
第4節舗装工	10-2-4-5		ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		3-2-6-7ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅳ － 40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅳ － 47
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅳ － 55
	10-2-4-9		ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工		3-2-6-11ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	Ⅳ － 57
	10-2-4-10		ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工		3-2-6-12ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	Ⅳ － 60
	10-2-4-11		薄層ｶﾗｰ舗装工		3-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	Ⅳ － 71
	10-2-4-12		ﾌﾞﾛｯｸ舗装工		3-2-6-14ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	Ⅳ － 74
	10-2-4		歩道路盤工			Ⅳ － 137
	10-2-4		取合舗装路盤工			Ⅳ － 137
	10-2-4		路肩舗装路盤工			Ⅳ － 137
	10-2-4		歩道舗装工			Ⅳ － 137
	10-2-4		取合舗装工			Ⅳ － 137

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	10-2-4		路肩舗装工			Ⅳ － 137
	10-2-4		表層工			Ⅳ － 137
第5節排水構造物工(路面排水工)	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-2-5-5		集水桝(街渠桝)・ﾏﾝﾎｰﾙ工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
	10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			Ⅳ － 138
第6節縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅳ － 8
第7節踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	ｺﾝｸﾘｰﾄ工		Ⅳ － 138
				ﾗﾊﾞｰｼｭｰ		Ⅳ － 138
				ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ		Ⅳ － 138
第8節防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	10-2-8-5		ﾎﾞｯｸｽﾋﾞｰﾑ工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	10-2-8-6		車止めﾎﾟｽﾄ工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
第9節標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅳ － 8
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		Ⅳ － 138
		2	大型標識工	標識柱工		Ⅳ － 138
第10節区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅳ － 10
第12節道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅳ － 10
	10-2-12-5	1	ｹｰﾌﾞﾙ配管工			Ⅳ － 139
		2	ｹｰﾌﾞﾙ配管工	ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ		Ⅳ － 139
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		Ⅳ － 139
第13節橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
第3章橋梁下部						
第3節工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅳ － 87
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			Ⅳ － 140
	10-3-3-4		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工		3-2-12-8ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工	Ⅳ － 94
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第5節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第6節橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅳ － 24
	10-3-6-6		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-6-7		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-6-8		橋台躯体工			Ⅳ － 141
第7節RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅳ － 24
	10-3-7-6		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-7-7		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		Ⅳ － 143
				重力式		Ⅳ － 143
				半重力式		Ⅳ － 143
		2	橋脚躯体工	ﾗｰﾒﾝ式		Ⅳ － 145
第8節鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅳ － 24
	10-3-8-6		ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-7ｵｰﾌﾟﾝｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-8-7		ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工		3-2-4-8ﾆｭｰﾏﾁｯｸｹｰｿﾝ基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅳ － 25
	10-3-8-9	1	橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	I型・T型		Ⅳ － 147
		2	橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	門型		Ⅳ － 147
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		Ⅳ － 147
		2	橋脚架設工	門型		Ⅳ － 148
	10-3-8-11		現場継手工			Ⅳ － 148
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22
第9節護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
第10節矢板護岸工	10-3-10-3		笠ｺﾝｸﾘｰﾄ工		3-2-4-3基礎工(護岸)	Ⅳ － 22
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅳ － 8
第11節法覆護岸工	10-3-11-2		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅳ － 106
	10-3-11-4		緑化ﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-4緑化ﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 27
	10-3-11-5		環境護岸ﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 18
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 18
			多自然型護岸工	かごﾏｯﾄ	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅳ － 19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅳ － 4
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				かご枠	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				連節ﾌﾞﾛｯｸ張り	3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連節ﾌﾞﾛｯｸ張り)	Ⅳ － 27

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	10-3-12-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		3-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	Ⅳ － 103
第4章鋼橋上部						
第3節工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅳ － 88
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅳ － 93
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅳ － 93
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅳ － 93
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅳ － 96
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅳ － 94
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			Ⅳ － 148
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅳ － 88
	10-4-3-12		ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工		3-2-12-8ｱﾝｶｰﾌﾚｰﾑ製作工	Ⅳ － 94
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第5節鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-4-5-5		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-4-5-6		架設工(ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
第5節鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-4-5-9		架設工(ﾄﾗﾍﾞﾗｰｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		Ⅳ － 149
		2	支承工	ｺﾞﾑ支承		Ⅳ － 149
第6節橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22
第7節床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅳ － 106
第8節橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	10-4-8-3		落橋防止装置工			Ⅳ － 150
	10-4-8-5		地覆工			Ⅳ － 150
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			Ⅳ － 150
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			Ⅳ － 150
	10-4-8-8		検査路工			Ⅳ － 151
第9節歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅳ － 23
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅳ － 24
	10-4-9-5		橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	I型	10-3-8-9橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	Ⅳ － 147
				T型	10-3-8-9橋脚ﾌｰﾁﾝｸﾞ工	Ⅳ － 147
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22
第5章ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部						
第3節工場製作工	10-5-3-2		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工		3-2-12-9ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ用桁製作工	Ⅳ － 95
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅳ － 94
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅳ － 93
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅳ － 93
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第5節PC橋工	10-5-5-2		ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	Ⅳ － 11
				ｽﾗﾌﾞ橋	3-2-3-12ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工(購入工)	Ⅳ － 11
	10-5-5-3		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工		3-2-3-13ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工	Ⅳ － 12
	10-5-5-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)		3-2-3-13ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工(購入工)	Ⅳ － 12
	10-5-5-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工		3-2-3-14ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工	Ⅳ － 12
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	10-5-5-7		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
	10-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅳ － 106
第5節PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
第6節ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁橋工	10-5-6-2		ﾌﾟﾚﾋﾞｰﾑ桁製作工	現場		Ⅳ － 151
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	10-5-6-4		架設工(ｸﾚｰﾝ架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	Ⅳ － 97
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅳ － 106
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
第7節PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	10-5-7-4		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		3-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	Ⅳ － 13
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
第8節RCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	10-5-8-4		RC場所打ﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工		3-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	Ⅳ － 13
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
第9節PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工	Ⅳ － 13
第10節PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅳ － 14
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
第11節PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅳ － 14
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
第12節PC押出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押出し箱桁製作工	Ⅳ － 15
	10-5-12-3		架設工(押出し架設)		3-2-13架設工(ｺﾝｸﾘｰﾄ橋)	Ⅳ － 98
第13節橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅳ － 150
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅳ － 150
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅳ － 150
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅳ － 151
第6章トンネル(NATM)						
第4節支保工	10-6-4-3		吹付工			Ⅳ － 151
	10-6-4-4		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄ工			Ⅳ － 151

出来形管理

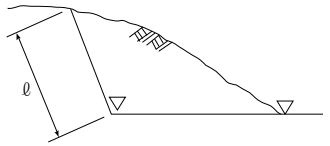
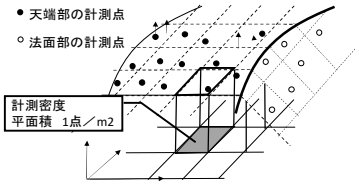
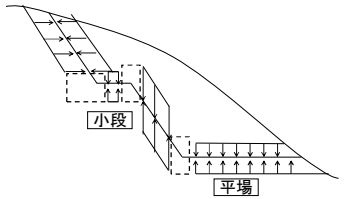
編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節覆工	10-6-5-3		覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ工			Ⅳ － 152
	10-6-5-4		側壁ｺﾝｸﾘｰﾄ工		10-6-5-3覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ工	Ⅳ － 152
	10-6-5-5		床版ｺﾝｸﾘｰﾄ工			Ⅳ － 153
第6節インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			Ⅳ － 153
第7節坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
第8節坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			Ⅳ － 153
第8節坑門工	10-6-8-5		明り巻工			Ⅳ － 154
第11章共同溝						
第3節工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅳ － 96
第6節現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			Ⅳ － 154
	10-11-6-4		ｶﾗｰ継手工			Ⅳ － 155
	10-11-6-5	1	防水工	防水		Ⅳ － 155
		2	防水工	防水保護工		Ⅳ － 155
		3	防水工	防水壁		Ⅳ － 155
第7節ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ構築工	10-11-7-2		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ躯体工			Ⅳ － 156
第12章電線共同溝						
第5節電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		Ⅳ － 156
	10-12-5-3		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工	特殊部		Ⅳ － 156
	10-12-5-4		現場打ちﾎﾞｯｸｽ工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	Ⅳ － 154
第6節付帯設備工	10-12-6-2		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工			Ⅳ － 157
第13章情報ﾎﾞｯｸｽ工						
第3節情報ﾎﾞｯｸｽ工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	Ⅳ － 156
第4節付帯設備工	10-13-4-2		ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工		10-12-6-2ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ工	Ⅳ － 157
第14章道路維持						
第4節舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅳ － 77
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅳ － 77
	10-14-4-5	1	切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工			Ⅳ － 158
		2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		Ⅳ － 158
	10-14-4-6		ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		3-2-6-17ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	Ⅳ － 78
	10-14-4-7		路上再生工			Ⅳ － 159
	10-14-4-8		薄層ｶﾗｰ舗装工		3-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	Ⅳ － 71
第6節排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-14-5-5		集水桝・ﾏﾝﾎｰﾙ工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
第6節防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	10-14-6-5		ﾎﾞｯｸｽﾋﾞｰﾑ工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	10-14-6-6		車止めﾎﾟｽﾄ工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
第7節標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅳ － 8
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅳ － 138
第8節道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅳ － 10
	10-14-8-5		ｹｰﾌﾞﾙ配管工		10-2-12-5ｹｰﾌﾞﾙ配管工	Ⅳ － 139
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅳ － 139
第9節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第10節擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	10-14-10-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		3-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	Ⅳ － 103
第11節石・ﾌﾞﾛｯｸ積(張)工	10-14-11-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
第12節ｶﾙﾊﾞｰﾄ工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅳ － 134
	10-14-12-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		3-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	Ⅳ － 20
第13節法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
	10-14-13-6		ｱﾝｶｰ工		3-2-14-6ｱﾝｶｰ工	Ⅳ － 102
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第15節橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅳ － 150
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅳ － 150
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅳ － 150
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅳ － 151
第17節現場塗装工	10-14-17-6		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工		3-2-3-11ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工	Ⅳ － 10
第16章道路修繕						
第3節工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			Ⅳ － 160
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅳ － 93
第5節舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅳ － 77
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅳ － 77
	10-16-5-5		切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		10-14-4-5切削ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	Ⅳ － 158
	10-16-5-6		ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工		3-2-6-17ｵｰﾊﾞｰﾚｲ工	Ⅳ － 78
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	Ⅳ － 159
	10-16-5-8		薄層ｶﾗｰ舗装工		3-2-6-13薄層ｶﾗｰ舗装工	Ⅳ － 71
第6節排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20
	10-16-6-5		集水枡・ﾏﾝﾎｰﾙ工		3-2-3-30集水桝工	Ⅳ － 21
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅳ － 21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅳ － 20
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅳ － 20

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅳ － 8
第8節防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
	10-16-8-5		ﾎﾞｯｸｽﾋﾞｰﾑ工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅳ － 9
	10-16-8-6		車止めﾎﾟｽﾄ工		3-2-3-7防止柵工	Ⅳ － 9
第9節標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅳ － 8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅳ － 138
第10節区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅳ － 10
第12節道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅳ － 10
第12節道路付属施設工	10-16-12-5		ｹｰﾌﾞﾙ配管工		10-2-12-5ｹｰﾌﾞﾙ配管工	Ⅳ － 139
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅳ － 139
第13節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅳ － 6
第14節擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅳ － 102
	10-16-14-4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工		3-2-15-2ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ擁壁工	Ⅳ － 103
第15節石・ﾌﾞﾛｯｸ積	10-16-15-3		ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工		3-2-5-3ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工	Ⅳ － 26
(張)工	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅳ － 27
第16節ｶﾙﾊﾞｰﾄ工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅳ － 134
	10-16-16-5		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工		3-2-3-28ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	Ⅳ － 20
第17節法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅳ － 98
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅳ － 100
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅳ － 101
	10-16-17-6		ｱﾝｶｰ工		3-2-14-6ｱﾝｶｰ工	Ⅳ － 102
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅳ － 19
第18節落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅳ － 134
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅳ － 135
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅳ － 135
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅳ － 136
第20節鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅳ － 157
第21節橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
	10-16-21-4		PC橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅳ － 149
第22節橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅳ － 17
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅳ － 150
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅳ － 150
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅳ － 150
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅳ － 150
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅳ － 151
第25節現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅳ － 22

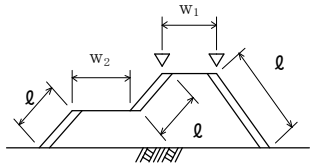
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

<table>
<tr><th>編</th><th>章</th><th>節</th><th>条</th><th>枝番</th><th>工　　種</th><th colspan="2">測　定　項　目</th><th colspan="2">規　格　値</th><th>測　　定　　基　　準</th><th>測　　定　　箇　　所</th><th>摘　要</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1
共通編</td><td rowspan="4">2
土工</td><td rowspan="4">3
河川・海岸・砂防土工</td><td rowspan="4">2</td><td rowspan="4">1</td><td rowspan="4">掘削工</td><td colspan="2">基準高▽</td><td colspan="2">±50</td><td rowspan="4">施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50m）につき１ケ所、延長40ｍ（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ケ所。
ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">1-2-3-2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法長ℓ</td><td>ℓ＜5m</td><td colspan="2">－200</td></tr>
<tr><td>ℓ≧5m</td><td colspan="2">法長－4%</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">1
共通編</td><td rowspan="5">2
土工</td><td rowspan="5">3
河川・海岸・砂防土工</td><td rowspan="5">2</td><td rowspan="5">2</td><td rowspan="5">掘削工
（面管理の場合）</td><td></td><td></td><td>平均値</td><td>個々の計測値</td><td rowspan="5">１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。
３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。
４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。
５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</td><td rowspan="5">
</td><td rowspan="5">1-2-3-2</td></tr>
<tr><td>平場</td><td>標高較差</td><td>±50</td><td>±150</td></tr>
<tr><td>法面
（小段含む）</td><td>水平または標高較差</td><td>±70</td><td>±160</td></tr>
<tr><td>法面
（軟岩Ⅰ）
（小段含む）</td><td>水平または標高較差</td><td>±70</td><td>±330</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

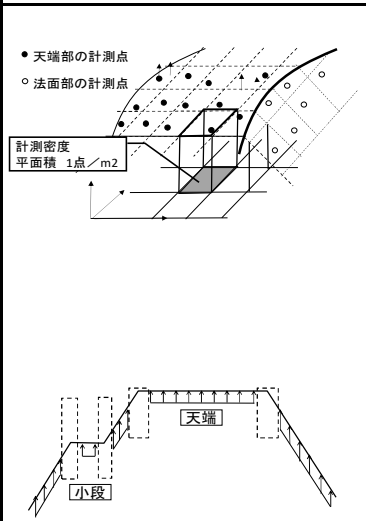
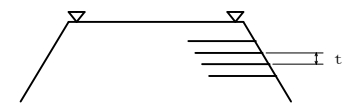
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 （小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅w1、w2		－100				

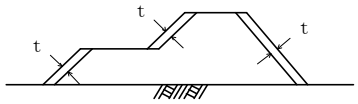
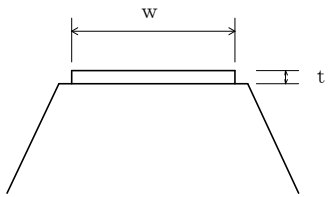
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚さｔ		－50				
						控え長さ		設計値以上				

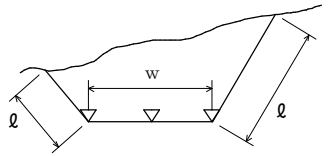
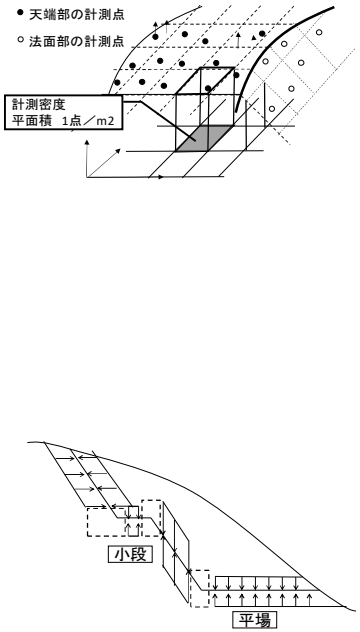
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さｔ		※－30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さｔ	ｔ＜15cm	－25	幅は、施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200ｍにつき１ヶ所、200ｍ以下は２ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							ｔ≧15cm	－50			
						幅ｗ		－100			

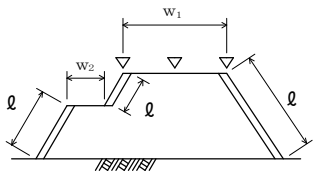
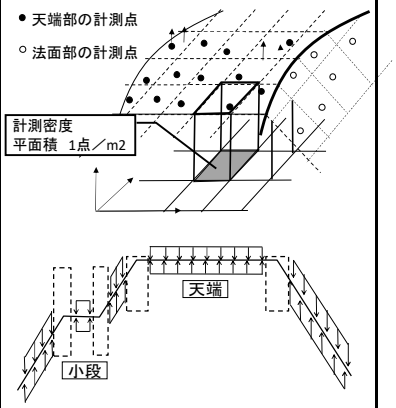
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ケ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ケ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200				
							ℓ≧5m	法長－4%				
						幅w		－100				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

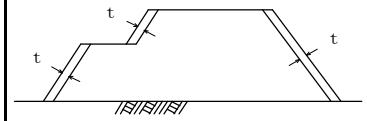
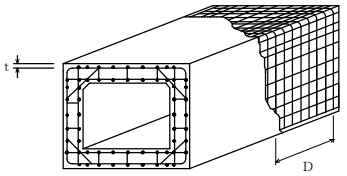
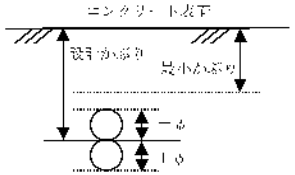
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ケ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ケ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100				
							ℓ≧5m	法長－2%				
						幅w1、w2		－100				
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190			

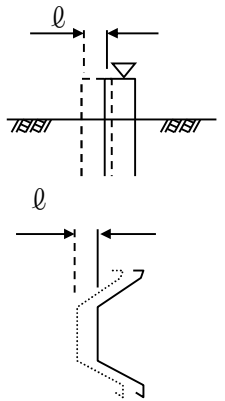
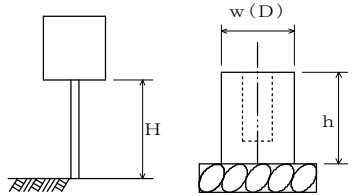
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さｔ	※－30	施工延長40ｍにつき１ヶ所、延長40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔ｄ	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ Ｄ：ｎ本間の延長 ｎ：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編32-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4
						かぶりｔ	±φかつ 最小かぶり以上			

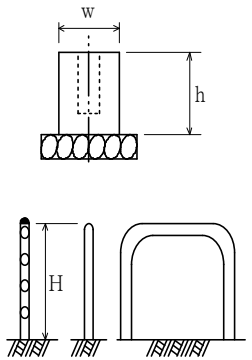
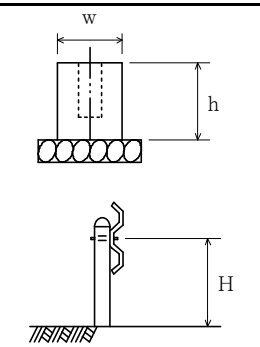
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
						根入長		設計値以上			
						変位ℓ		100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長Ｌ		－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さH		設計値以上	１ヶ所／１基		3-2-3-6
						基礎	幅ｗ（D）	－30	基礎１基毎		
							高さｈ	－30			
							根入れ長	設計値以上			

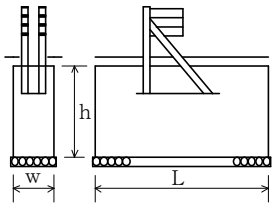
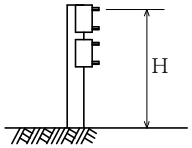
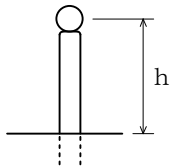
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅w	－30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき1ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7
							高さh	－30			
						パイプ取付高H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅w	－30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8
							高さh	－30			
						ビーム取付高H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

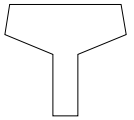
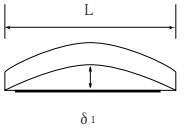
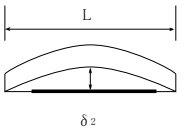
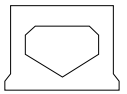
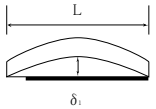
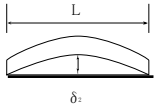
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅w	－30	1ヶ所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さh	－30			
							延長L	－100			
						ケーブル取付高H		＋30 －20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さt （溶融式のみ）		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅w		設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さh		±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

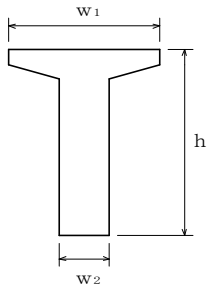
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長Ｌ（m）	±Ｌ／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図  	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長Ｌ（m）	±10…Ｌ≦10m ±Ｌ／1000…Ｌ＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図  	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

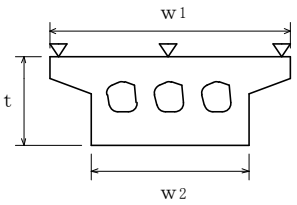
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）		3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	±5			
						高さh	＋10 －5			
						桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁長ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-14
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁長ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

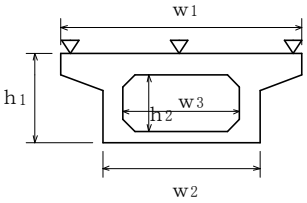
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅w1、w2	−5～＋30			
						厚さt	−10～＋20			
						桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5） かつ−30㎜以内			

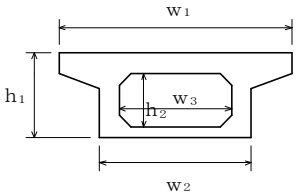
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上）w_1	−5～＋30			
						幅（下）w_2	−5～＋30			
						内空幅w_3	±5			
						高さh_1	＋10 −5			
						内空高さh_2	＋10 −5			
						桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5） かつ−30㎜以内			

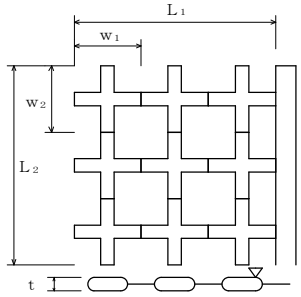
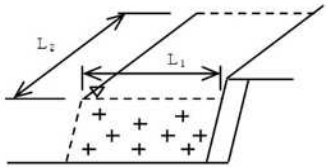
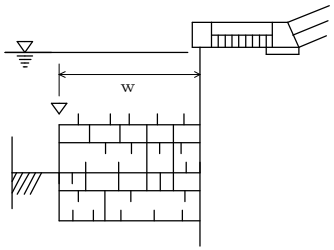
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上）w_1	－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	－5～＋30			
						内空幅w_3	±5			
						高さh_1	＋10 －5			
						内空高さh_2	＋10 －5			
						桁長ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30㎜以内			

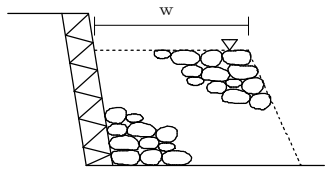
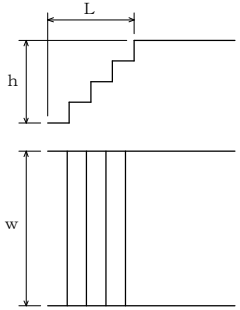
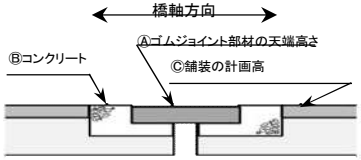
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-17
							厚さｔ	－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W1、W2	－20			
							延長Ｌ1、Ｌ2	－200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							延長Ｌ1、Ｌ2	－ｔ／2	１施工箇所毎		
										ｔは根固めブロックの高さ	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高▽		±150	１組毎		3-2-3-18
						幅ｗ		±300			
						延長Ｌ		－200			

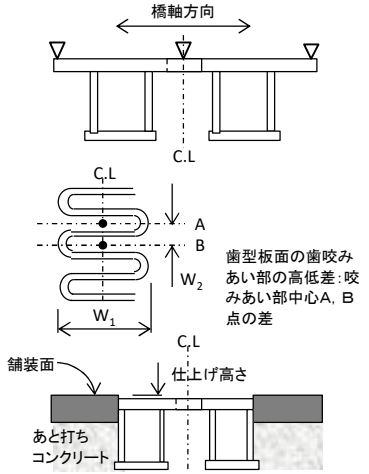
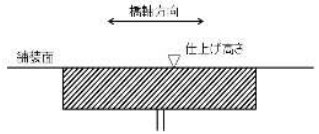
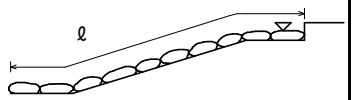
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高▽	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-19
						幅w	－100			
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅w	－30	１回／１施工箇所		3-2-3-22
						高さh	－30			
						長さL	－30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の３点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	 据付け高：「Ⓐ」と「Ⓐの設計値」との差分 仕上げ高：後打ちコンが有る場合「Ⓐ」と「Ⓑ」の差分、後打ちコンが無い場合「Ⓐ」と「Ⓒ」の差分	3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し0～－2			

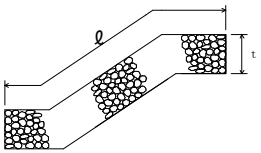
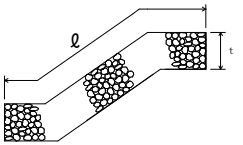
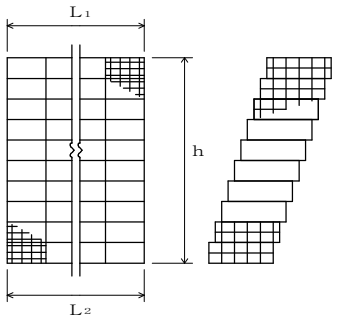
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計３点		3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔 W_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央部の３点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高▽		±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-26
						法長ℓ		－200			
						延長Ｌ		－200			

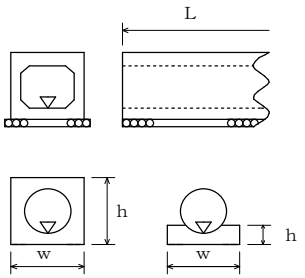
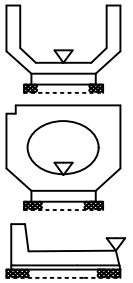
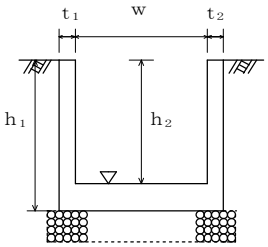
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法長ℓ		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-26
						厚さｔ		－0.2ｔ			
						延長Ｌ		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-27
							ℓ≧3m	－100			
						厚さｔ		－50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さｈ		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-27
						延 長Ｌ1、Ｌ2		－200			

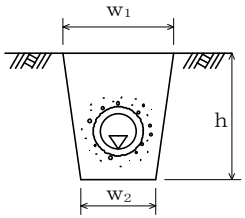
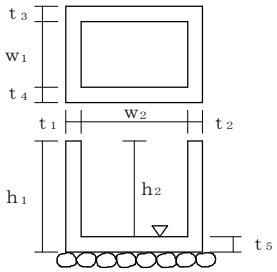
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 プレキャストカルバート工	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
						※幅w	－50			
						※高さh	－30			
						延長L	－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延長L	－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						厚さt1、t2	－20			
						幅w	－30			
						高さh1、h2	－30			
						延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

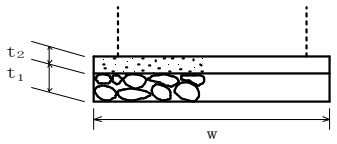
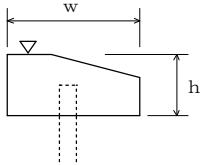
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅w1、w2	－50			
						深さh	－30			
						延長L	－200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高▽	±30	１ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
						※厚さt_1～t_5	－20			
						※幅w1、w2	－30			
						※高さh1、h2	－30			

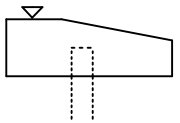
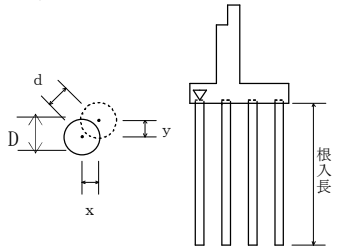
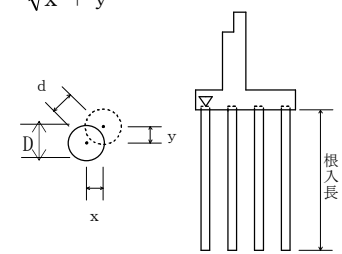
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	ａ．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 １ロットの大きさは500m2とする。 １ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		3-2-3-31
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅w	設計値以上	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-4-1
						厚さｔ1 、 ｔ2	－30			
						延長Ｌ	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅w	－30			
						高さh	－30			
						延長Ｌ	－200			

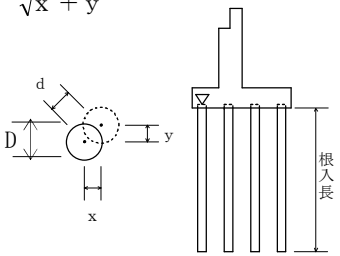
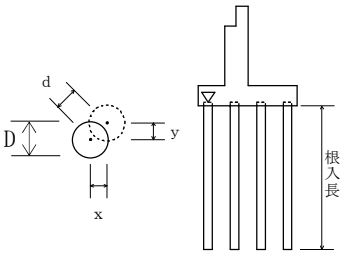
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d＝$\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	d＝$\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径D	設計値以上			

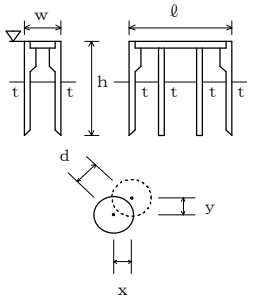
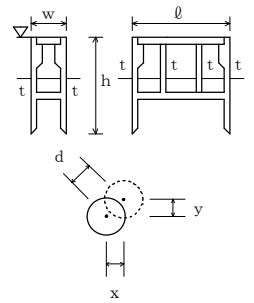
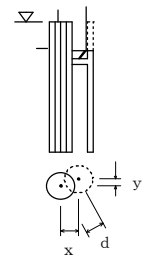
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径Ｄ	設計径（公称径） －30以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	150以内			
						傾斜	1／50以内			
						基礎径Ｄ	設計径（公称径） 以上※			

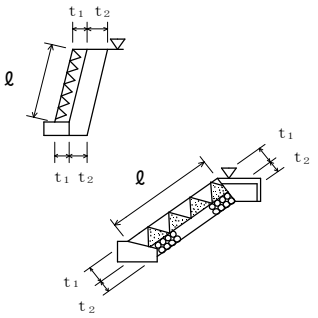
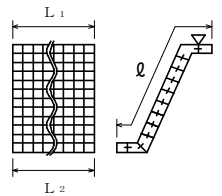
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚t	－20			
						偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅w	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚t	－20			
						偏心量d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	300以内			

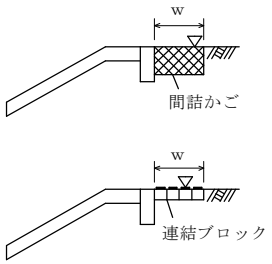
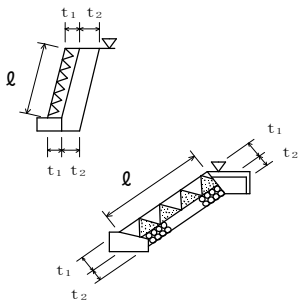
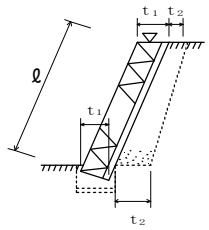
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック積張）t_1		－50			
						厚さ（裏込）t_2		－50			
						延長Ｌ		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ		－100			
						延長Ｌ1、Ｌ2		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅w		－100			
						延長L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（ブロック） t_1		－50			
						厚さ（裏込） t_2		－50			
						延長L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（石積・張） t_1		－50			
						厚さ（裏込） t_2		－50			
						延長L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	－20～＋50				標準重ね幅100㎜に対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満 　厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10、000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2、000㎡以上10、000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3、000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式(足付き) （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用す。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	3 土木工事共通編	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 　維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	―		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式(足付き) （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4㎜以下直読式(足付き) （σ）1.75㎜以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	ｔ＜15cm	−30	−10			
							ｔ≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	ｔ＜15cm	＋90 −70	＋50 −10	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							ｔ≧15cm	±90	＋50 −15			
						厚さあるいは標高較差	ｔ＜15cm	＋90 −70	＋50 −10			
							ｔ≧15cm	±90	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	－9		－3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	－25		―			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	−50	−50	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3、000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 −15	＋50 −15			

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200ｍ毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4㎜以下 人力舗設の場合（σ）3㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより機械舗設の場合（σ）2.4㎜以下 人力舗設の場合（σ）3㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより（σ）2.4㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（Ｘ10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	−25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	−50		—				

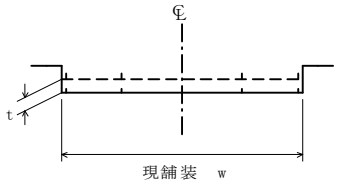
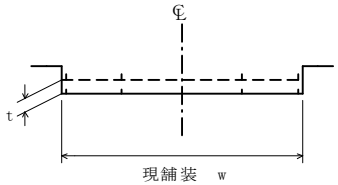
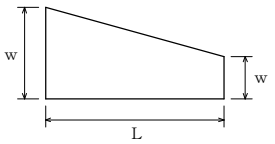
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1、000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2、000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2、000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	−25		—				

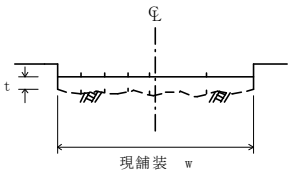
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さｔ		－7	－2	厚さは40ｍ毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅w		－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さｔ (標高較差)		-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40ｍ未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅w		－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅w	－50		各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				
						舗設工	幅w	－25				
							延長L	－100				
							厚さt	該当工種				

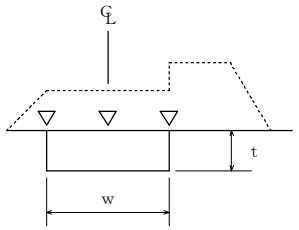
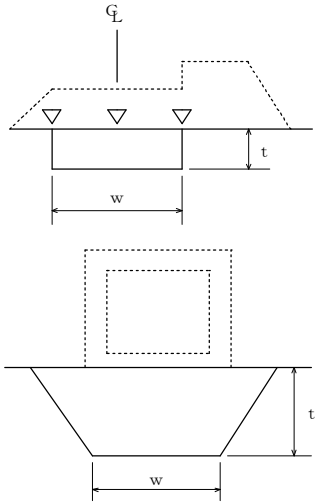
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\overline{X}$）			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さｔ	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17
						幅ｗ	－25				
						延長Ｌ	－100				
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

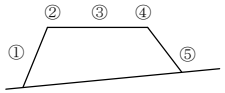
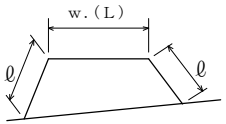
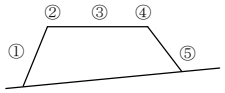
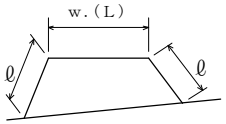
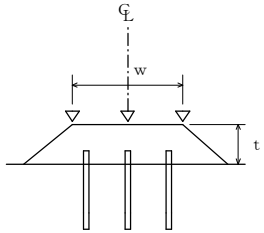
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

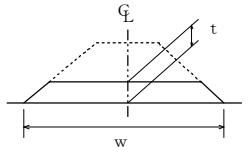
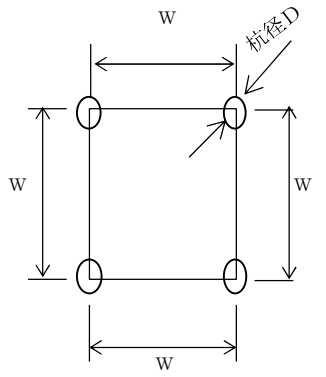
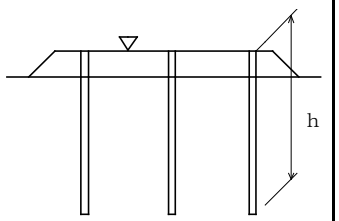
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法長ℓ	－500			
						天端幅w	－300	w．（L）は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		3-2-7-4
						法長ℓ	－500			
						天端幅w	－300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さt	－50			
						幅w	－100			
						延長L	－200			

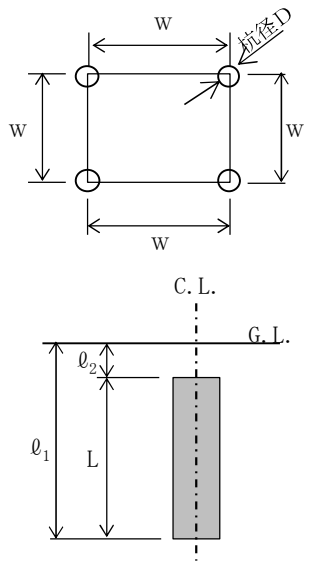
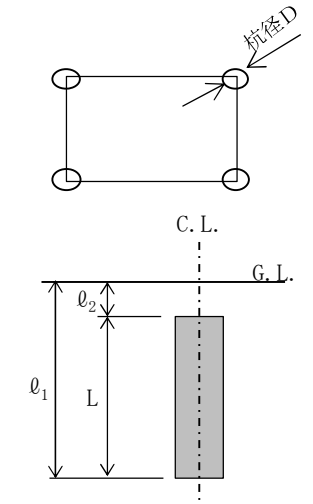
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さｔ	－50	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅ｗ	－100			
						延長Ｌ	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔ｗ	±100	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	  ※余長は、適用除外	3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径D	設計値以上			
						打込長さｈ	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

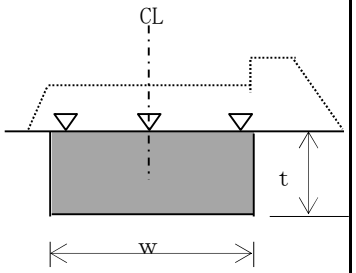
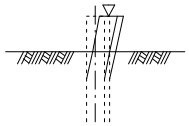
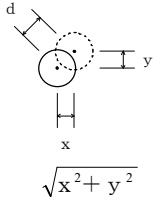
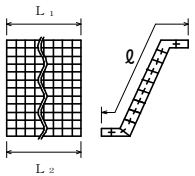
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合	基準高▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		

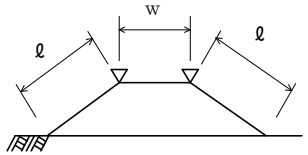
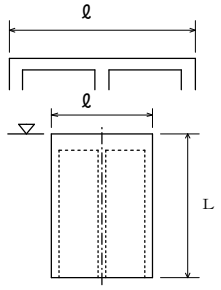
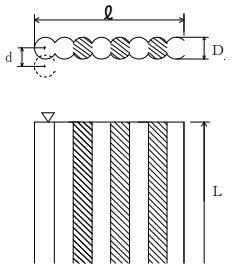
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1、000㎥～4、000㎥につき１ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき１ヶ所。 1、000㎥以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき２ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）。		3-2-7-9
						施工厚さｔ	設計値以上			
						幅ｗ	設計値以上			
						延長Ｌ	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高▽	±100	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差ｄ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長ℓ	－100	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
						延長Ｌ₁Ｌ₂	－200	１施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅w	－100			
						法長ℓ	－100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 （壁式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長Ｌ	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 （柱列式）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-9 D：杭径
						連壁の長さℓ	－50			
						変位ｄ	Ｄ／4以内			
						壁体長Ｌ	－200			

出来形管理基準及び規格値

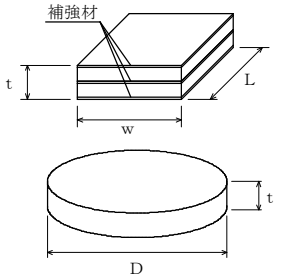
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する		3-2-12-1
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000mm	1.5以下			
						アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル加工孔	≦100mm	＋3 －1			
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13			

（次頁に続く）

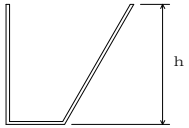
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
						全移動量※4 ℓ	ℓ≦300mm	±2			
							ℓ＞300mm	±ℓ／100			
						組立高さH	上、下面加工仕上げ	±3			
							コンクリート構造用 H≦300mm	±3			
							コンクリート構造用 H＞300mm	(H／200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2)	JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w、L、D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
							500＜w、L、D≦1500mm	0～＋1%			
							1500＜w、L、D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20＜t≦160	±2.5%			
							160＜t	±4			
						相対誤差	w、L、D≦1000mm	1			
							1000mm＜w、L、D	(w、L、D)／1000			

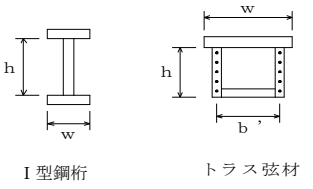
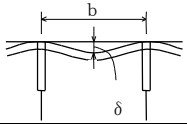
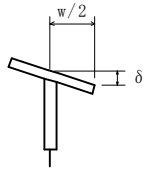
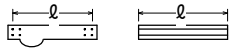
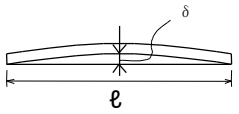
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さｈ（m）		±2… ｈ≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜ｈ≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
						外周長Ｌ（m）		±(10＋L／10)			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高h（m） 腹板間隔b′（m）	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		I型鋼桁　トラス弦材	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）			3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150				3-2-12-3
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			3-2-12-3
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±2… ℓ≦10 ±3… ℓ＞10				
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）		3-2-12-3
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲りδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。					

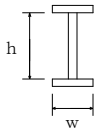
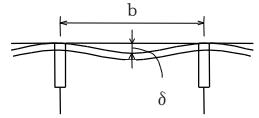
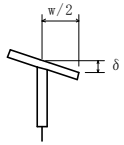
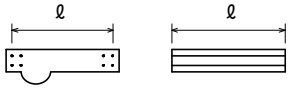
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工（仮組立による検査を実施する場合）		全長 L（m） 支間長 Ln（m）	±(10+L／10) ±(10+Ln／10)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 多径間の場合 L L L1 L2 L3	3-2-12-3
					（シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度						
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4… B≦2 ±(3+B／2)… B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		B	3-2-12-3
							主構の組立高さ h（m）	±5… h≦5 ±(2.5+h／2) … h＞5	—	両端部及び中心部を測定。	h	3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ（mm）	5+L／5… L≦100 25… L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）		主桁 δ L	3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ（mm）	−5～+5… L≦20 −5～+10… 20＜L≦40 −5～+15… 40＜L≦80 −5～+25… 80＜L≦200	各主桁について10～12ｍ間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）	δ L	3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		δ 主桁	3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h／1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）	δ h	3-2-12-3
							現場継手部のすき間 δ1、δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		δ1 δ2	3-2-12-3
							※規格値のL、B、h に代入する数値はｍ単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。					

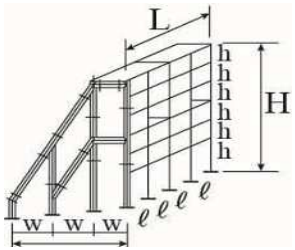
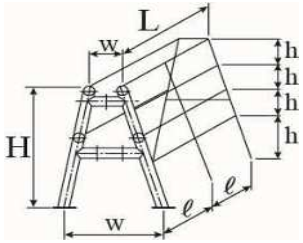
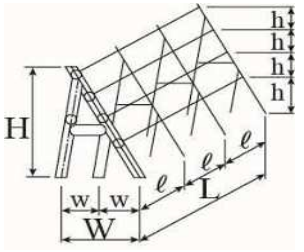
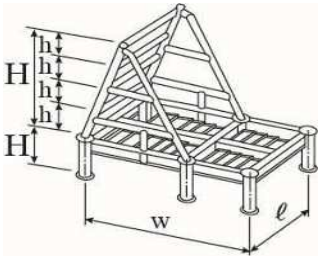
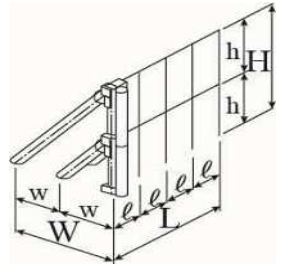
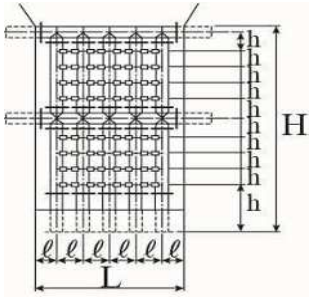
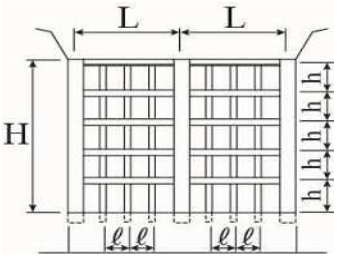
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工（仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…w≦0.5 ±3…5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	I 型鋼桁	3-2-12-3
							板の平面度δ(mm) 鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		
							板の平面度δ(mm) 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）	w／200			
							部材長ℓ(m) 鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。		
						※規格値のwに代入する数値はｍ単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。					

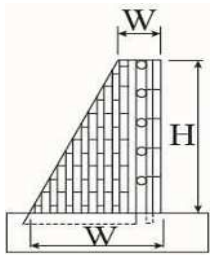
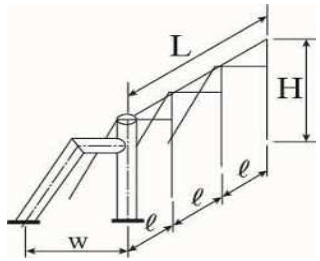
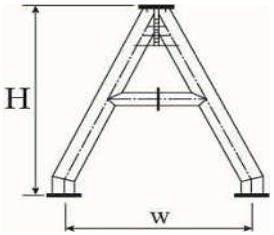
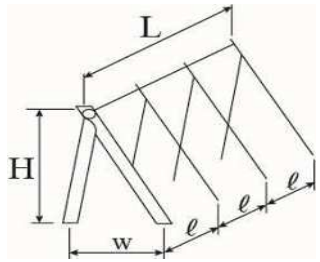
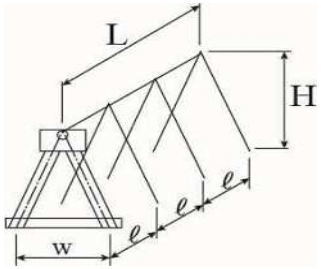
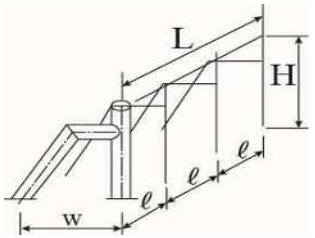
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤長L	±30			
						堤長ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H／500			
										
										
										
					（次頁に続く）					

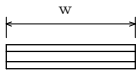
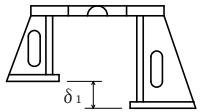
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3				     		

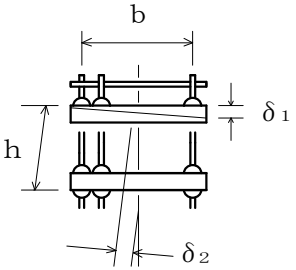
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1（mm）	設計値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ2（mm）	±2		（実測値）δ2 	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6

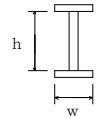
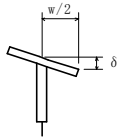
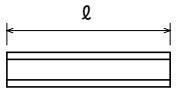
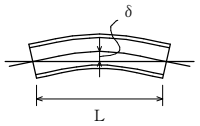
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 δ2（mm）	h／500			
							高さh（mm）	±5			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそり δ	－5～＋5 …L≦20 －5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-9

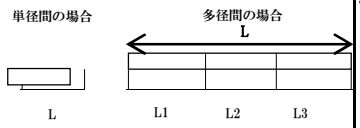
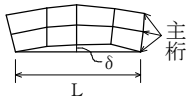
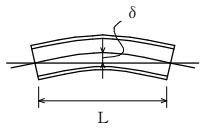
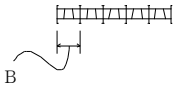
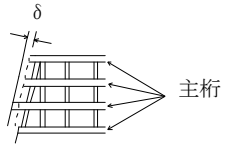
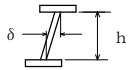
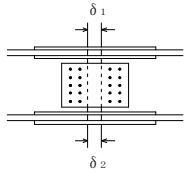
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚		a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500m2とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m2に満たない場合は10m2ごとに1点とする。		3-2-12-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長L （m） 支間長Ln（m）	±(20＋L／5) ±(20＋Ln／5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通りδ（mm）	±(10＋2L／5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そりδ（mm）	±(25＋L／2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…B≦2 ±(3＋B／2)…B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間δ1、δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		―	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離		―	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		―	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

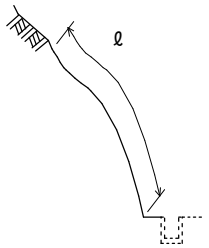
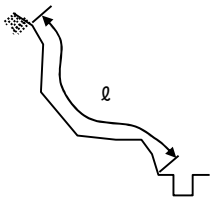
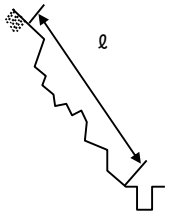
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t ＜5cm	－10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

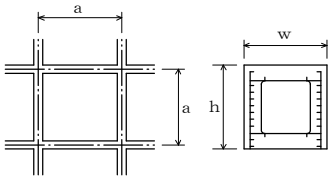
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	  	3-2-14-3
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t	t ＜5cm	－10	200㎡につき１ヶ所以上、200㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

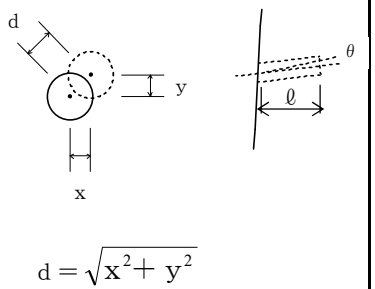
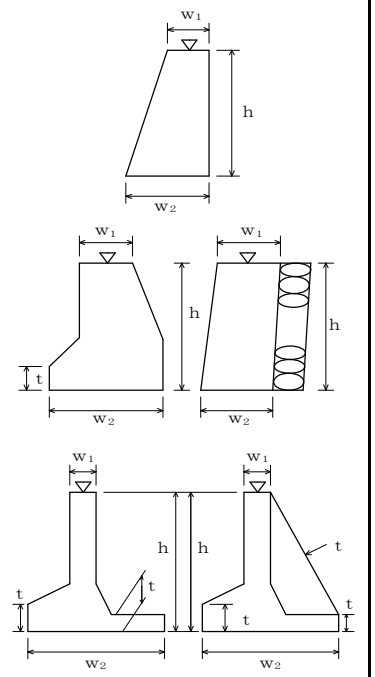
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅w		－30	枠延長100mにつき１ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さh		－30			
						枠中心間隔a		±100			
						延長L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-14-4
							ℓ≧10m	－200			
						延長L		－200	１施工箇所毎		

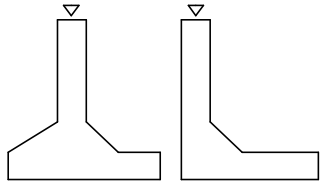
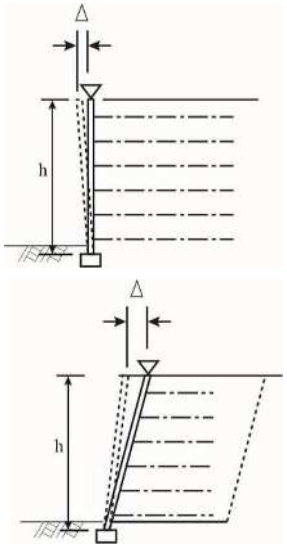
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さℓ		設計値以上	全数	 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差d		100			
						せん孔方向θ		±2.5度			
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1
						厚さｔ		－20			
						裏込厚さ		－50			
						幅 w1、w2		－30			
						高さh	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長Ｌ		－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

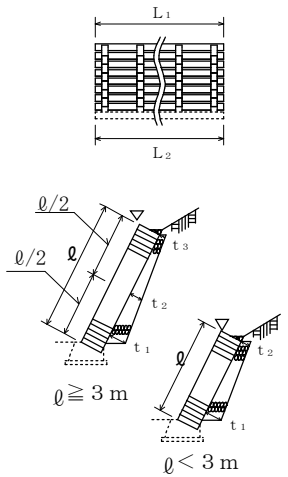
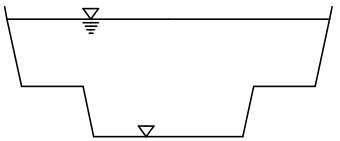
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2
						延長Ｌ	－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3
						高さh　h＜3m	－50			
						高さh　h≧3m	－100			
						鉛直度△	±0.03ｈかつ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）	設計値以上			
						延長Ｌ	－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

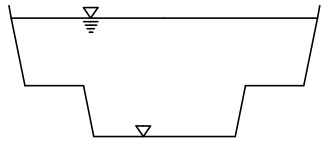
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高▽			±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-15-4
						法長ℓ	ℓ＜３m		－50			
							ℓ≧３m		－100			
						厚さｔ1、ｔ2、ｔ3			－50			
						延長　Ｌ1、Ｌ2			－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								500ps	－1000～＋200			
								1000ps	－1200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1000～＋200			
								1350ps	－1200～＋200			
						幅			－200			
						延長			－200			

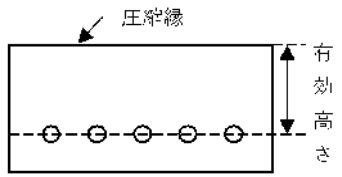
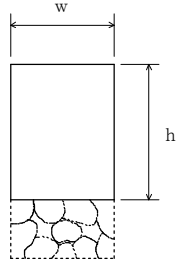
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽	＋200以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
						幅	－200				
						延長	－200				
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		3-2-16-3
						標高較差	0以下	+400 以下			

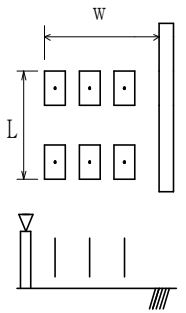
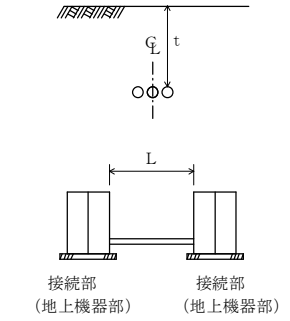
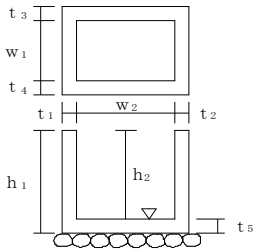
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部の３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に１ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅w	0～＋30			
						厚さｔ	－10～＋20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅w	－30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さh	－30			

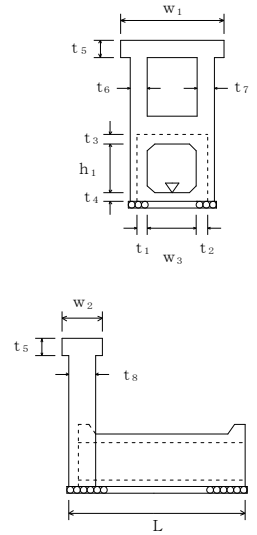
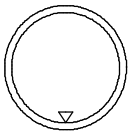
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅w	±300			
						方向	±7°			
						延長L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延長L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さt_1～t_5	－20			
						※幅w1、w2	－30			
						※高さh1、h2	－30			

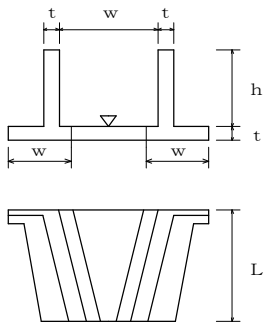
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		6-3-5-6
						厚さ t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅w1、w2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長L	−200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		6-3-5-6
						延長L	−200	１施工箇所毎		

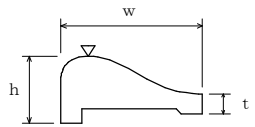
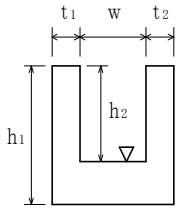
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			

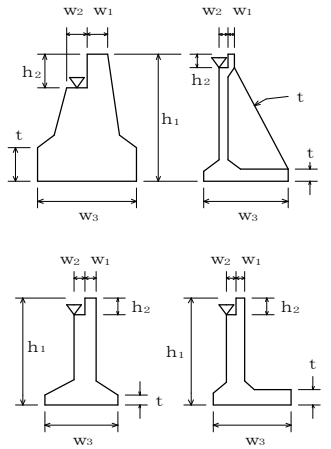
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さｔ		－20			
						幅w		－30			
						高さｈ		±30			
						堰長Ｌ	Ｌ＜20m	－50			
							Ｌ≧20m	－100			
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高▽		±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		6-5-8-3
						厚さｔ1、ｔ2		－20			
						幅w		－30			
						高さｈ1、ｈ2		－30			
						延長Ｌ		－200			

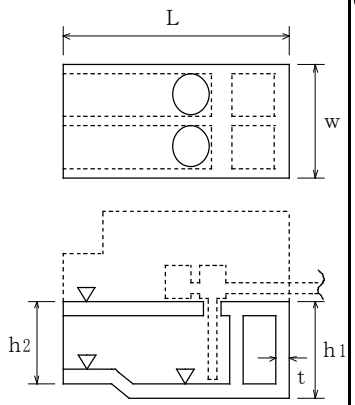
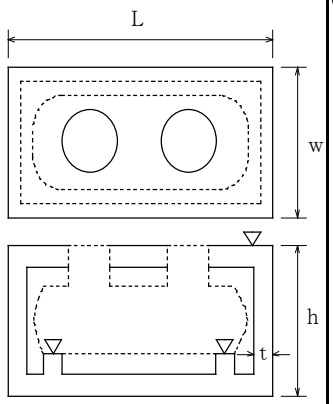
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	−10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	−10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

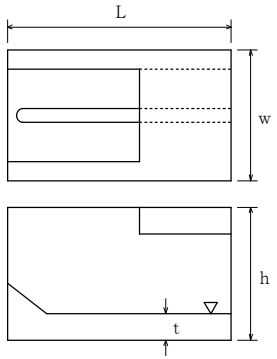
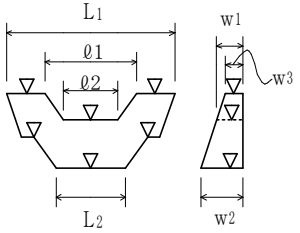
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ1、ｈ2	±30			
						延長Ｌ	－50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			

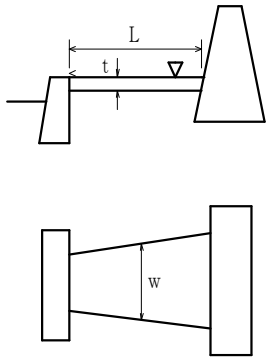
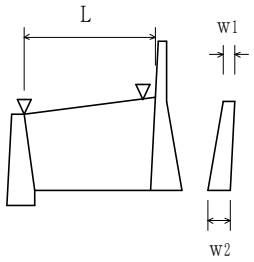
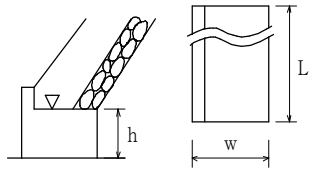
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚さｔ	－20			
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	－50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天端幅ｗ1、ｗ3	－30			
						堤幅w_2	－30			
						堤長Ｌ1、Ｌ2	－100			
						水通し幅ℓ1、ℓ2	±50			

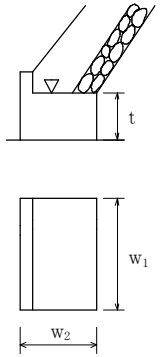
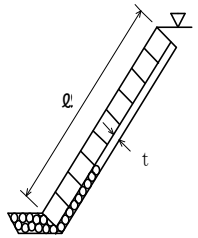
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚さｔ	－30			
						幅ｗ	－100			
						延長Ｌ	－100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	１．図面の寸法表示箇所で測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅w_1	－30			
						堤幅w_2	－30			
						長さＬ	－100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-5-5
						幅ｗ	－30			
						高さｈ	－30			
						延長Ｌ	－200			

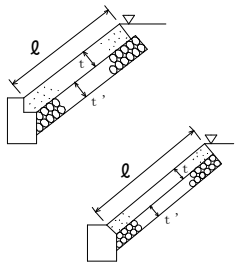
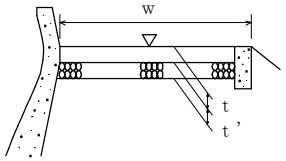
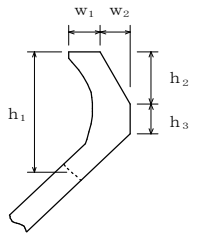
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽		±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-5-6
						ブロック厚ｔ		－20			
						ブロック縦幅w_1		－20			
						ブロック横幅w_2		－20			
						延長Ｌ		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽		±50	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	ℓ×（－2%）			
						厚さｔ		－50			
						延長Ｌ		－200			

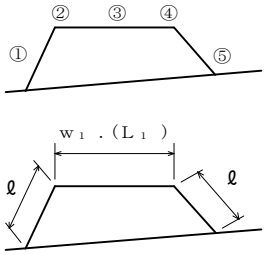
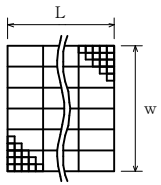
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さｔ	ｔ＜100	－20			
							ｔ≧100	－30			
						裏込材厚ｔ’		－50			
						延長Ｌ		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-8-2
						幅ｗ		－50			
						厚さｔ		－10			
						基礎厚ｔ’		－45			
						延長Ｌ		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-9-3
						幅ｗ1、ｗ2		－30			
						高さ ｈ＜3m ｈ1、ｈ2、ｈ3		－50			
						高さ ｈ≧3m ｈ1、ｈ2、ｈ3		－100			
						延長Ｌ		－200			

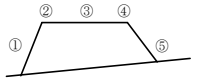
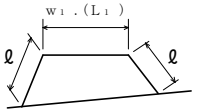
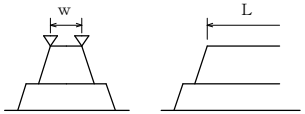
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ			－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w_1			－100			
						天端延長L_1			－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅w			－300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5
						延長L			－500			

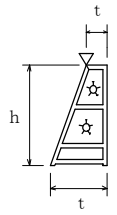
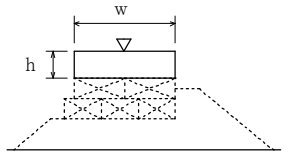
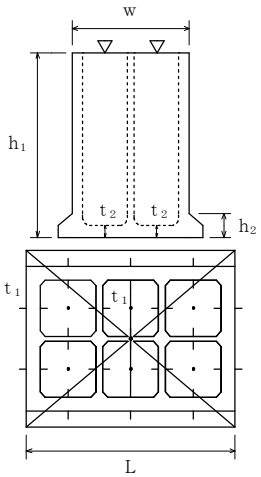
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。		7-2-5-2
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w_1		－100			
						天端延長L_1		－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
							（乱積）	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅w		－ブロックの高さの1／2			
						天端延長L		－ブロックの高さの1／2			

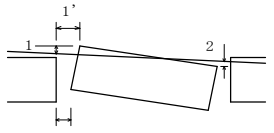
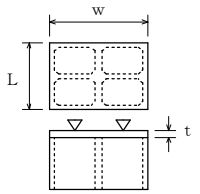
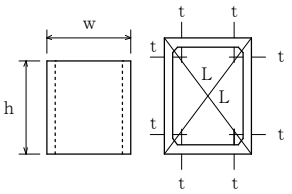
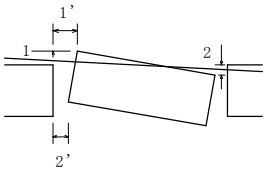
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9
						厚さ t		−50			
						高さ h	h＜3m	−50			
							h≧3m	−100			
						延長L		−200	1施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10
						幅w		−30			
						高さh		−30			
						延長L		−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
						幅w		＋30、−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30、−10	完成時、四隅		
						長さL		＋30、−10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30、−10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
						フーチング高さ h_2		＋30、−10	底版完成時、四隅		

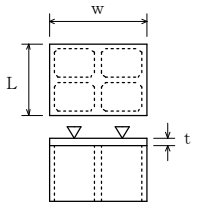
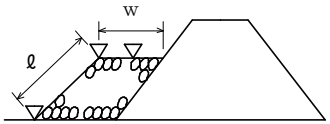
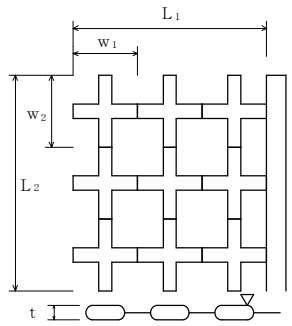
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000t未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所		7-2-5-11
							ケーソン重量2000t以上 ±150			
						据付目地間隔 1’、2’	ケーソン重量2000t未満 100以下	据付完了後、天端２ヶ所		
							ケーソン重量2000t以上 200以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）		7-2-5-11
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さｔ	±30			
						幅ｗ	±30			
						長さＬ	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚ｔ	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅ｗ	＋20、－10			
						高さｈ	＋20、－10			
						長さＬ	＋20、－10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）		7-2-5-12
						隣接ブロックとの間隔1’、2’	50以下			

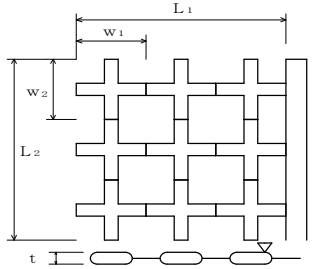
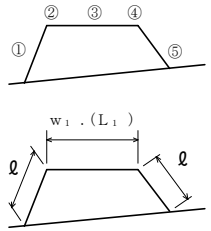
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所（中心）		7-2-5-12
						基準高▽	水中	±50			
						厚さｔ		±30			
						幅w		±30			
						長さL		±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽	異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
						基準高▽	異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長ℓ		－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w		－100			
						天端延長L		－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3
						基準高▽	乱積	±ｔ／2			
						厚さｔ		－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w_1 w_2	層積	－20			
						幅 w_1 w_2	乱積	－ｔ／2			
						延長 L_1 L_2	層積	－200	1施工箇所毎		
						延長 L_1 L_2	乱積	－ｔ／2			

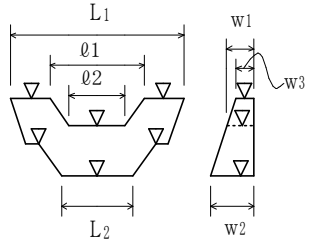
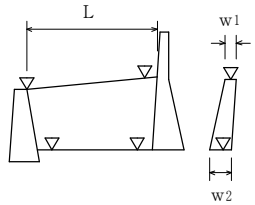
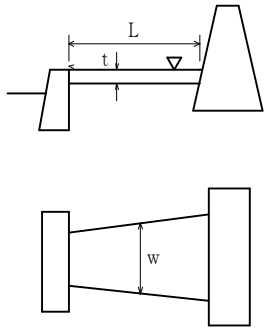
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積		±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-2-7-3
						基準高▽	乱積		±ｔ／2			
						厚さｔ			－20	幅、厚さは40個につき１ヶ所測定。		
						幅w1、w2			－20			
						延長L1、L2			－200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。		7-3-3-3
							荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長ℓ			－100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅w1			－100			
						天端延長 L1			－200			
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）		±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4

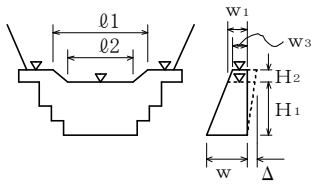
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-4
						天端部w1、w3 堤幅w2	－30			
						水通しの幅ℓ1、ℓ2	±50			
						堤長Ｌ1、Ｌ2	－100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-6
						幅w1、w2	－30			
						長さＬ	－100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		8-1-8-8
						幅w	－100			
						厚さｔ	－30			
						延長Ｌ	－100			

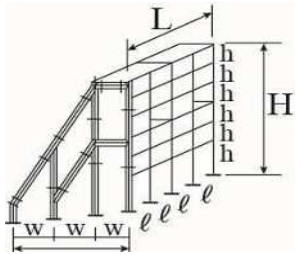
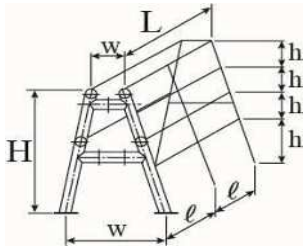
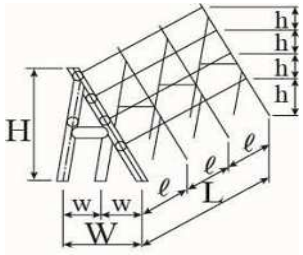
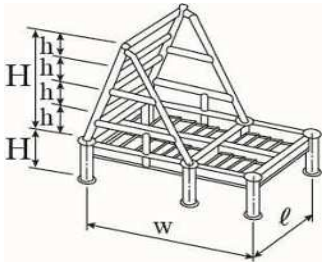
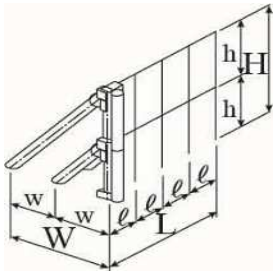
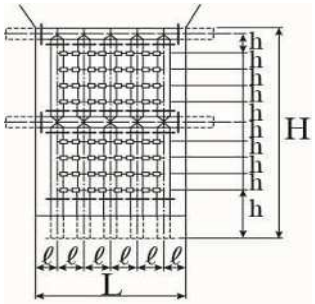
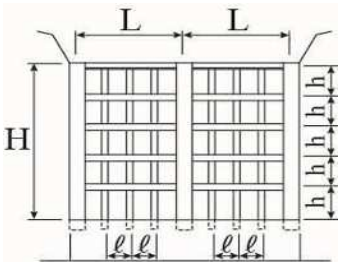
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長さℓ1、ℓ2	±100			
							幅w1、w3	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H1			
						袖部	袖高▽	±50			
							幅w_2	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H2			

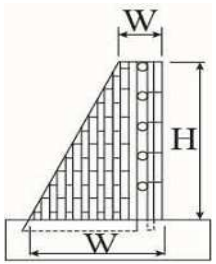
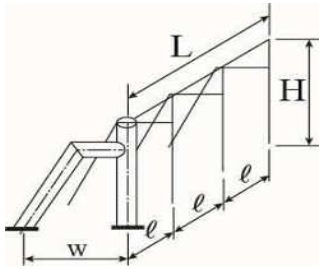
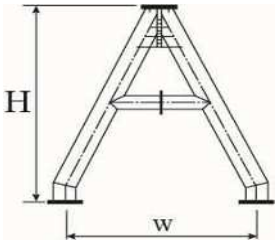
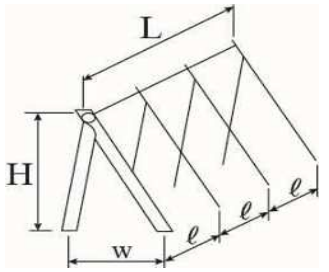
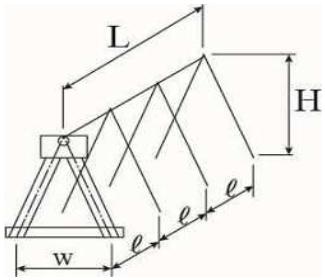
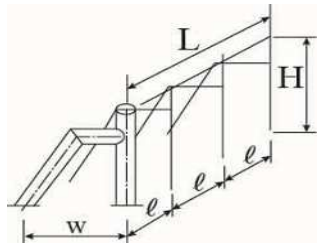
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長Ｌ	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			
										
										
										
										
										
					（次頁に続く）					

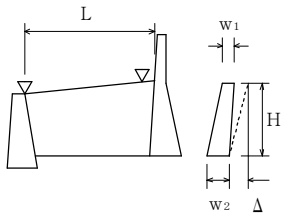
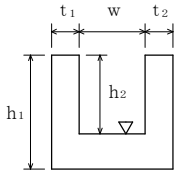
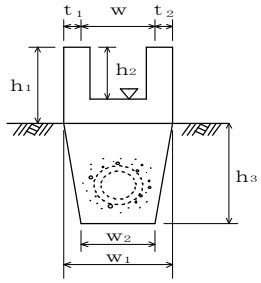
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2				     		

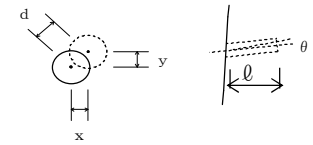
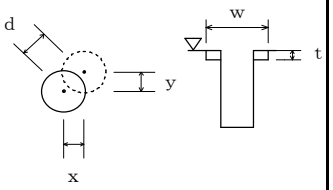
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高▽		±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長さL		±100			
						幅w1、w2		±50			
						下流側倒れ△		±0.02H			
						高さh	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
						幅w		－30			
						高さh1、h2		－30			
						厚さt1、t2		－20			
						延長L		－200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さt1、t2		－20			
						幅w		－30			
						幅w1、w2		－50			
						高さh1、h2		－30			
						深さh_3		－30			
						延長L		－200			

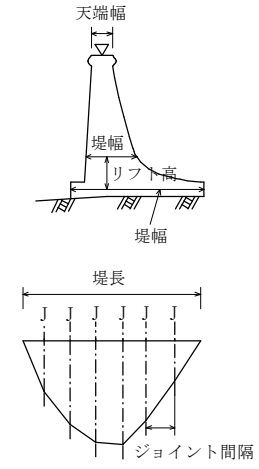
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差ｄ	100			
						せん孔方向θ	±2.5度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量ｄ	150			
						長さＬ	－100			
						巻立て幅ｗ	－50			
						巻立て厚さｔ	－30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量ｄ	D／4以内かつ100以内			

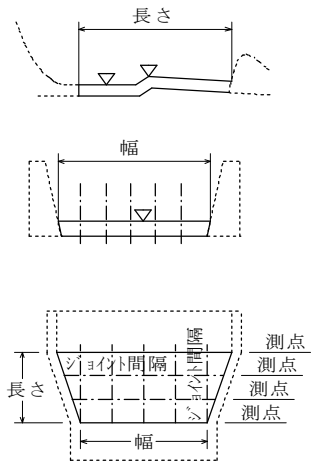
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 J：ジョイント	9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30、＋50			
						堤長	－100			

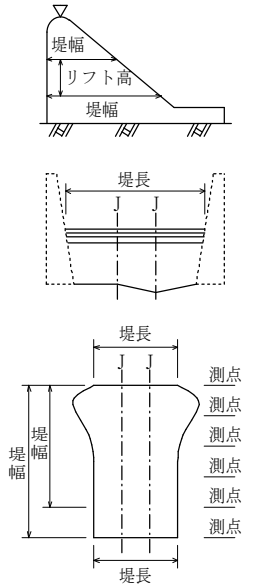
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	－100、＋60			

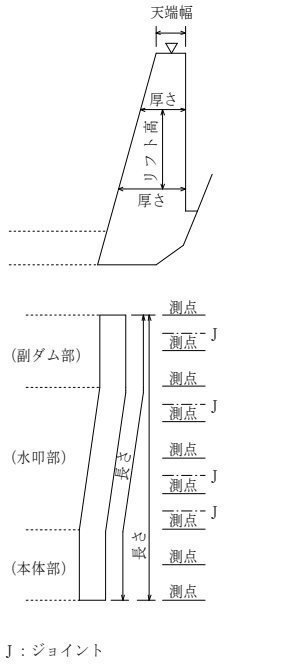
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （副ダム）	天端高▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30、＋50			
						堤長	±40			

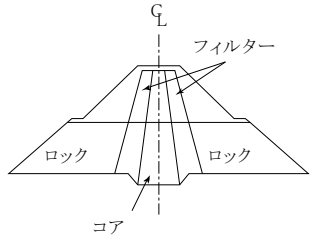
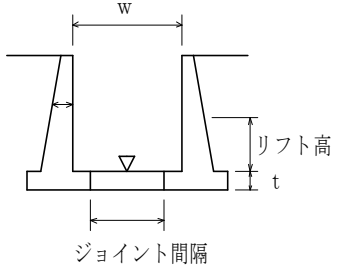
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	 J：ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

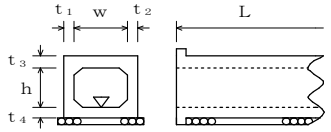
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	－0、＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	－0	各測点について５層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	－0、＋1000			
						盛立幅	－0、＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	－100	各測点について盛立５ｍ毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	－0、＋2000			
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム （洪水吐）	基準高▽	±20	１．図面の寸法表示箇所で測定。 ２．１回／１施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さｔ	±20			
						幅ｗ	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さＬ	±100			

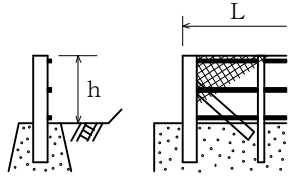
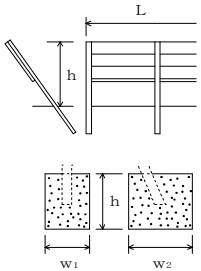
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度L		設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配置誤差		100			
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-9-6
						厚さ t_1～t_4		－20			
						幅（内法）w		－30			
						高さh		±30			
						延長L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅w		－200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		10-1-11-4
						延長L		－200			

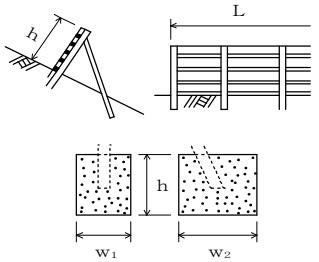
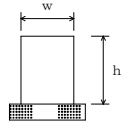
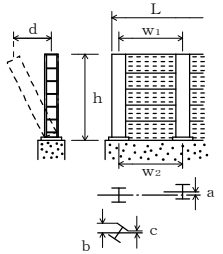
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さh		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-5
						延長L		－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さh		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-1-11-6
						延長L		－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅w1、w2	－30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さh	－30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さh		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-1-11-7
						延長L		－200	１施工箇所毎		
						基礎	幅w1、w2	－30	基礎１基毎		
							高さh	－30			
						アンカー長ℓ	打込みℓ	－10%	全数		
							埋込みℓ	－5%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅w		－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-1-12-4
						高さh		－30			
						延長L		－200	１施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔w1、w2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所		10-1-12-5
							ずれa	10			
							ねじれb－c	5			
							倒れd	h×0.5%			
						高さh		＋30、－20			
						延長L		－200	１施工箇所毎		

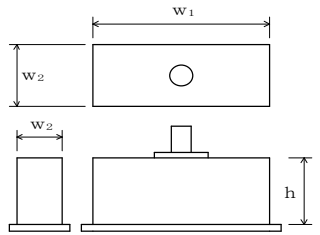
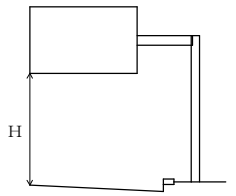
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10})			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚さ t＜15cm	−30		−10			
						厚さ t≧15cm	−45		−15			
						幅	−100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						幅	−25		—			

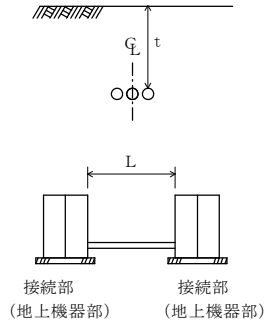
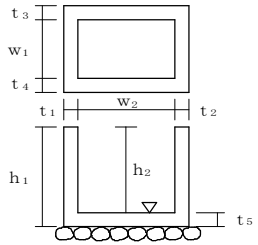
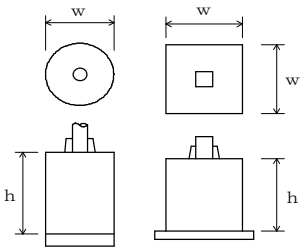
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長Ｌ	－200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅w1、w2	－30	基礎一基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4
						高さｈ	－30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さH	設計値以上	１ヶ所／１基 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-9-4

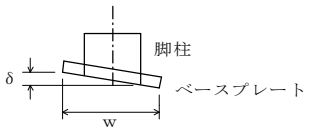
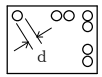
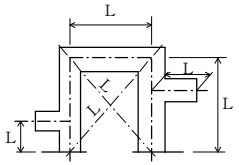
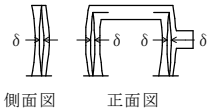
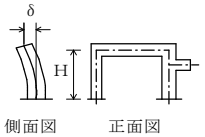
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に１ヶ所		10-2-12-5
						延長Ｌ	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高▽	±30	１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅w1、w2	－30			
						※高さh1、h2	－30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅w	－30	１ヶ所／１施工箇所		10-2-12-6
						高さh	－30			

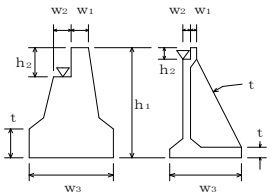
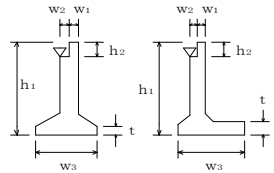
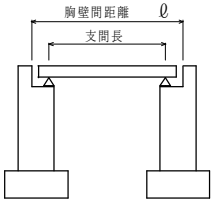
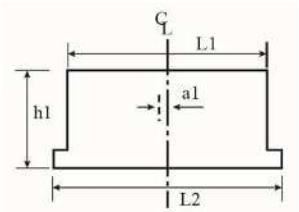
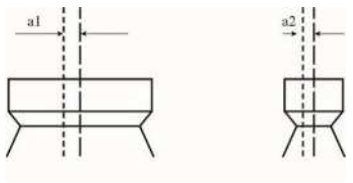
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	橋脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）		w／500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3
							ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L（m）		±5…L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±(10＋(L－20)／10)… 20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）		L／1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
							柱の鉛直度 δ（mm）		10…H≦10 H…H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）		10-3-3-3

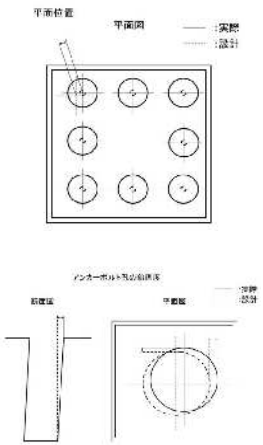
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	    中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-6-8
						厚さｔ	－20			
						天端幅w_1（橋軸方向）	－10			
						天端幅w_2（橋軸方向）	－10			
						敷幅w_3（橋軸方向）	－50			
						高さh_1	－50			
						胸壁の高さh_2	－30			
						天端長ℓ_1	－50			
						敷長ℓ_2	－50			
						胸壁間距離ℓ	±30			
					（次頁へ続く）	支間長及び中心線の変位	±50			

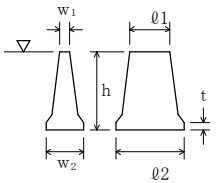
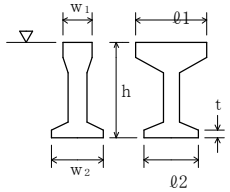
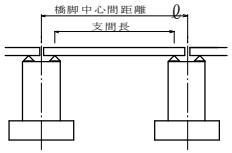
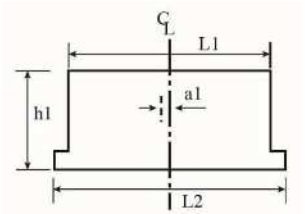
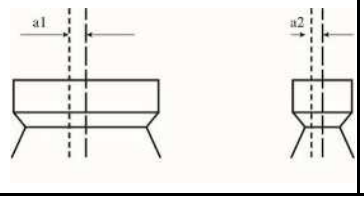
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50以下			

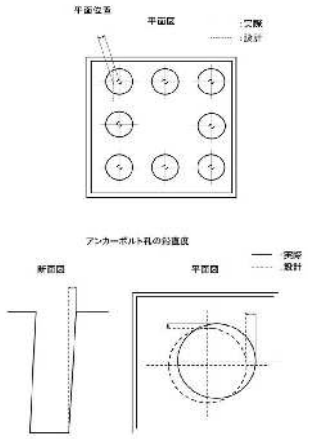
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式) (次頁へ続く)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	    中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-7-9
						厚さｔ	－20			
						天端幅w_1 (橋軸方向)	－20			
						敷幅w_2 (橋軸方向)	－50			
						高さｈ	－50			
						天端長ℓ_1	－50			
						敷長ℓ_2	－50			
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

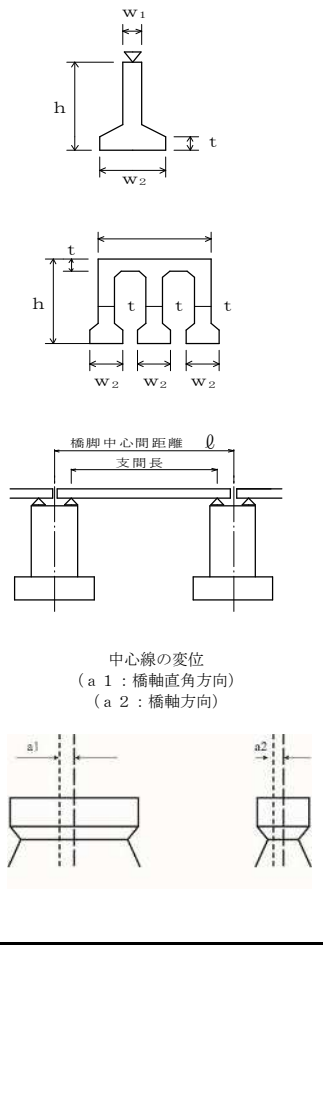
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50以下			

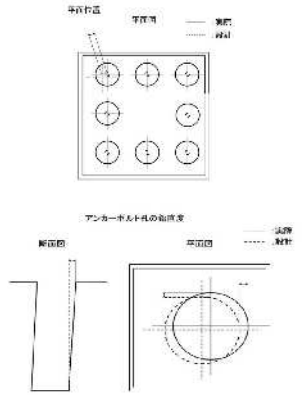
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式） （次頁へ続く）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚さｔ	－20			
						天端幅w_1	－20			
						敷幅w_2	－20			
						高さｈ	－50			
						長さℓ	－20			
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

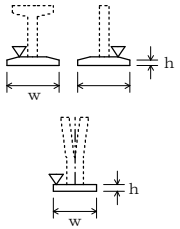
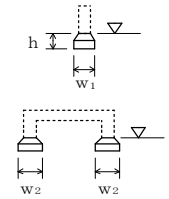
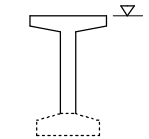
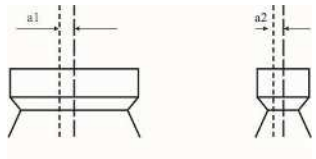
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1／50以下			

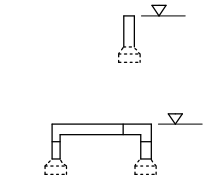
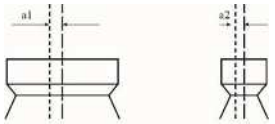
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w （橋軸方向）	－50			
						高さh	－50			
						長さℓ	－50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 （門型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w1、w2	－50			
						高さh	－50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向）（ａ２：橋軸方向） 	10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1、δ2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材　部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9

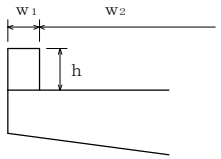
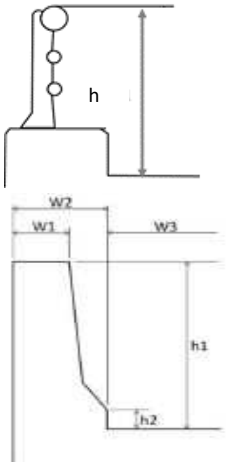
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度 橋軸方向	1／100			
						水平度 橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5			
						可動支承の機能確認　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La、Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動可能量　注2)	設計移動量以上			
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	コンクリート橋：±5 鋼橋：±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度 橋軸方向	1／300			
						水平度 橋軸直角方向				
						可動支承の機能確認　注3)	5			
						可動支承の機能確認　注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上			

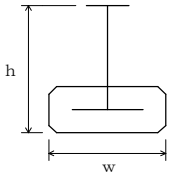
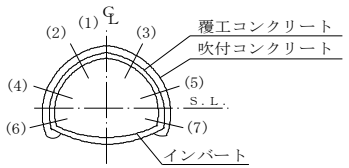
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅w_1	－10～＋20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さh	－10～＋20			
						有効幅員w_2	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅w_1	－5～＋10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅w_2	－10～＋20			
						高さh_1	－20～＋30			
						高さh_2	－10～＋20			
						有効幅員w_3	0～＋30			

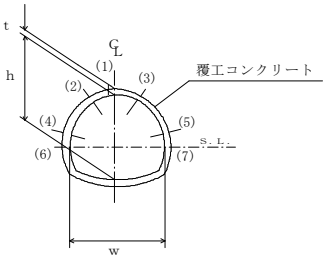
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高さh	10 −5			
						桁長ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

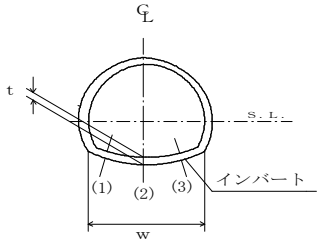
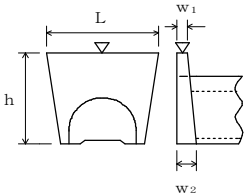
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
						幅ｗ（全幅）	－50			
						高さｈ（内法）	－50			
						厚さｔ	設計値以上			
						延長Ｌ	—			

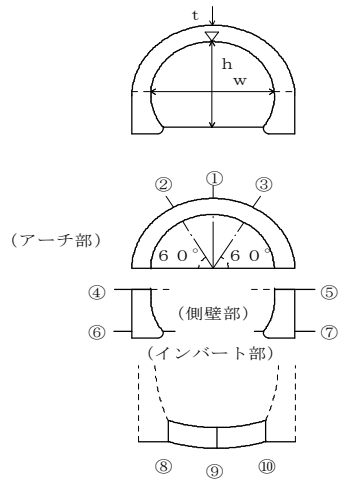
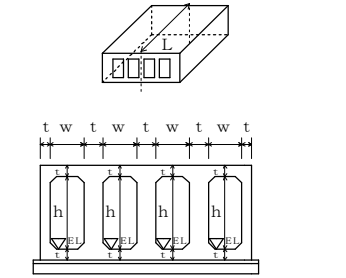
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅w	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-6-5-5
						厚さｔ	−30			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅w（全幅）	−50	(1) 幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚さｔ	設計値以上			
						延長Ｌ	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4
						幅w1、w2	−30			
						高さh h＜3m	−50			
						高さh h≧3m	−100			
						延長Ｌ	−200			

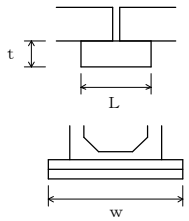
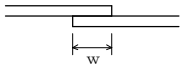
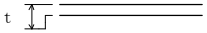
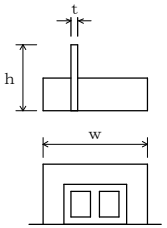
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅ｗ（全幅）	－50			
						高さｈ（内法）	－50			
						厚さｔ	－20			
						延長Ｌ	—			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-2
						厚さｔ	－20			
						内空幅ｗ	－30			
						内空高ｈ	±30			
						ブロック長Ｌ	－50			

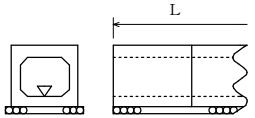
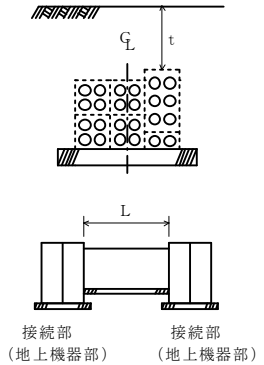
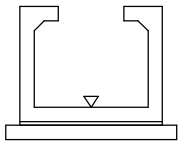
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さｔ	－20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-4
						幅ｗ	－20			
						長さＬ	－20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅ｗ	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さｔ	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さｈ	－20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-5
						幅ｗ	±50			
						厚さｔ	－20			

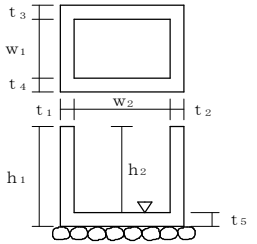
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延長Ｌ	－200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深ｔ	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。		10-12-5-2
						延長Ｌ	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。		10-12-5-3

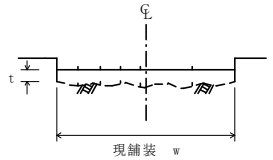
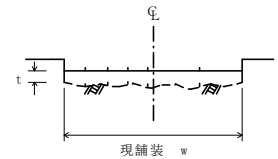
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚 さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w1、w2	−30			
						※高さh1、h2	−30			

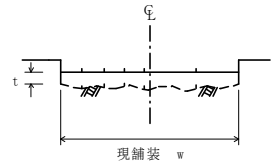
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さｔ（切削）	-7	－2	厚さは40ｍ毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さｔ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅ｗ	－25				
						延長Ｌ	－100				
						平坦性	―	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さｔ（標高較差）（切削）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）は40ｍ毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さｔ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅ｗ	－25				
						延長Ｌ	－100				
						平坦性	―	3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下			

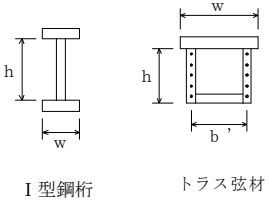
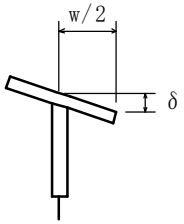
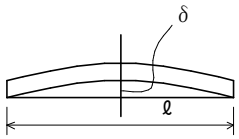
出来形管理基準及び規格値

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さｔ	－30		幅は延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅ｗ	－50				
							延長Ｌ	－100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	ﾌﾗﾝｼﾞ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）	±2…w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁　トラス弦材	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）		10-16-3-4